

吹田市個人情報保護条例

趣旨と解釈

平成 28 年(2016 年) 7 月

吹田市

目 次

第1章 総則

・第1条	目的	1
・第2条	定義	2
・第3条	実施機関の責務等	6
・第4条	事業者の責務	7
・第5条	市民の役割	8

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

・第6条	個人情報の取扱いの一般的制限	9
・第7条	収集方法の制限	11
・第8条	目的外利用及び外部提供の制限	14
・第9条	届出等	17
・第10条	適正な維持管理	19
・第11条	受託者に対する措置等	21
・第11条の2	指定管理者に対する措置等	23
・第12条	電子計算機処理の制限	25
・第13条	実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限	27

第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求

・第14条	開示の請求	29
・第15条	開示しないことができる自己情報	31
・第16条	部分開示	35
・第17条	自己情報の存否に関する情報の取扱い	36
・第18条	訂正の請求	38
・第19条	削除の請求	39
・第20条	中止の請求	41
・第21条	開示等の請求手続	42
・第22条	自己情報の開示等の決定等、当該開示等の決定等の期限等	45
・第23条	自己情報の開示等の決定等の期限の特例	48
・第24条	第三者に対する意見の提出の機会の付与等	49
・第25条	開示等の実施	51
・第25条の2	情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知	53

第3節 救済手続及び救済機関

・第26条	審理員による審理手続に関する規定の適用除外	54
・第27条	審査請求があった場合の手続	55

・ 第 28 条	第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続	57
・ 第 29 条	審査会の所掌事務	58
・ 第 30 条	審査会の調査権限	59
・ 第 31 条	意見の陳述	60
・ 第 32 条	意見書等の提出	62
・ 第 33 条	委員による調査手続	63
・ 第 34 条	提出意見書等の閲覧等	64
・ 第 35 条	調査審議手続の非公開	66
・ 第 35 条の 2	調査審議手続の終結	67
・ 第 36 条	答申書の写しの送付等	68
・ 第 36 条の 2	裁決	69
・ 第 37 条	個人情報苦情処理委員	70
第 3 章 個人情報保護審議会		
・ 第 38 条	個人情報保護審議会	72
第 4 章 事業者が取り扱う個人情報の保護		
・ 第 39 条	説明又は資料の提出の要求	74
・ 第 40 条	事業者に対する指導、勧告等	75
・ 第 41 条	出資法人等の個人情報の保護	76
第 5 章 雑則		
・ 第 42 条	手数料等	78
・ 第 43 条	国等との協力	80
・ 第 44 条	他の制度との調整	81
・ 第 45 条	運用状況の公表等	83
・ 第 46 条	委任	84
第 6 章 罰則		
・ 第 47 条		85
・ 第 48 条		87
・ 第 49 条		88
・ 第 50 条		89
・ 第 51 条		90
・ 附則		91

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条例は、実施機関の保有する個人情報について、何人にも自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いを規定し、市民の基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的として定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、この制度の目的を明らかにしたものであり、制度の解釈及び運用の指針となるものである。解釈に当たっては、常に制度の目的に照らして行うものとする。
- 2 「個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障する」とは、実施機関が保有している個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用又は外部提供の中止を請求する市民の権利を保障することをいう。
- 3 「個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項」とは、収集の制限、目的外利用の制限、外部提供の制限及び適正管理、開示、削除等を請求する権利、事業者の責務等この条例で定める個人情報保護のために必要な事項をいう。
- 4 「個人の権利利益の侵害の防止を図（る）」とは、個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益の侵害が発生することを防止しようとすることを示している。
なお、「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある次のような権利利益をはじめとする、社会的なもの、精神的なもの等、広範なものをいう。
 - ① 私生活をみだりに公開されない権利
 - ② 個人の秘密が公開されない利益
 - ③ 誤った情報、不完全な情報等によって自己に関して誤った判断がなされない利益
 - ④ 自己の情報を知る利益
- 5 「基本的人権の擁護と信頼される市政の推進に寄与することを目的とする」とは、憲法第13条で保障している個人の尊厳に基づく基本的人権としてのプライバシーを保護し、より一層信頼される市政を推進することが、この制度の基本理念であることを明らかにしたものである。
- 6 「個人の尊厳」とは、個人が個人として尊重されなければならないという憲法第13条に依拠する概念である。

* 憲法第13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）

『すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。』

第2条 定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（個人番号をその内容に含むものを除く。）
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (5) 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。ただし、次に掲げる法人を除く。
 - ア 国
 - イ 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - ウ 地方公共団体
 - エ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (7) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、修正、加工、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理その他実施機関が定める処理を除く。
- (8) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、実施機関が管理しているものをいう。
- (9) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (10) 保有特定個人情報 個人番号をその内容に含む保有個人情報をいう。
- (11) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録をいう。

【趣旨】

本条は、この条例において中心的な用語について定義をしたものである。

【解釈】

（第1号関係）

- 1 本号は、この条例による保護の対象である「個人情報」の範囲について定義したものである。

2 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、所属団体、財産、所得、その他個人に関する広範な情報をいう。

死者に関する情報については、不適当な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等生存者の権利利益を侵害するおそれがあるので、個人情報に含まれるものとして保護の対象とする。

3 「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人が識別できるものをいう。また、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することにより、当該個人を識別できるものも含む。

4 「法人その他の団体」の「法人」とは、株式会社などの営利法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人等すべての法人をいう。

「その他の団体」とは、法人格を有しない自治会、PTA、消費者団体等で、団体としての名称があり、何らかの規約を有し、かつ、代表者の定めがある等団体としての実態を有している、いわゆる「権利能力なき社団」等をいう。

5 「役員」とは、法人等において、その業務の執行、業務の監督等の職権を有する者をいう。一般社団・財団法人や公益社団・財団法人における理事及び監事、株式会社における取締役及び監査役、特別の法律に基づき設立されている法人における総裁、副総裁、理事長、理事、社長及び監事のほか、団体における代表者、管理人等がこれに該当し、これに係る情報は法人情報であり、個人情報に当たらない。

しかし、これら役員に関する情報のうち、特定の法人の機関としての情報ではなく、役員個人に関して収集された情報又はその内容に個人番号を含む情報については、個人情報として、この条例の対象となるものである。また、法人その他の団体の従業員、出資者の氏名一覧表等も、法人その他の団体の機関としての個人について作成された情報でないことから、この条例の対象となるものである。

6 「事業を営む個人」とは、地方税法の事業税に掲げる第一種事業、第二種事業及び第三種事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

7 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業と直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家族状況、事業活動と区別される財産、所得等）は該当しない。

(第2号関係)

「第2条第8項に規定する個人番号」とは、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む個人情報をいう。

※参考 番号利用法では、第2条第5項にて狭義の個人番号を定義し、その上で第2条第8項にて広義の個人番号を含むものとして定義している。文理上、狭義の必要のある規定のみ、狭義の個人番号を指すこととされており、基本的に番号利用法上の個人番号等は、広義の個人番号を指すものとされている。

(第3号関係)

本号は、「特定個人情報」について定義したものである。個人番号そのものも個人情報にあたると考えられているので、個人番号のみでも特定個人情報にあたることになるかと解される。

(第4号関係)

- 1 本号で規定する「実施機関」とは、この条例に基づく個人情報保護制度を実施する機関のことをいい、個人情報の保護に努める情報管理者と市民からの自己情報開示等の請求に対し決定を行う処分庁としての性格を合わせ有している。
- 2 実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負う。
- 3 本号では、情報公開条例と同様に、地方自治法上の執行機関（市長及び行政委員会・委員）及び議決機関（議会）を、実施機関として規定している。なお、水道事業管理者及び消防長については、それぞれ地方公営企業法、消防組織法の規定により一定の権限を有し、独立して事務を執行しているものであることから、情報公開条例と同様に、実施機関とすることとした。

(第5号関係)

- 1 本号は、この条例において、個人情報の保護についての責務を負うことになり、また、市長の指導等の対象となる事業者の範囲を定めたものである。
- 2 「法人その他の団体」及び「事業を営む個人」とは、第1号における当該用語の解釈と同じである。
- 3 国や地方公共団体などの行政機関、行政機関と同様に扱う事が適当な独立行政法人等については、それぞれ法律・条例等で個人情報保護の仕組みが設けられており、市長の指導等の対象としてなじまないため本号に規定する事業者から除いたものである。

(第6号関係)

本号は、この条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用若しくは外部提供の中止の請求等における「本人」の定義を定めたものである。

(第7号関係)

- 1 本号は、電子計算機を使用して行われる情報の入力、出力等の処理についての定義を定めたものである。
- 2 「電子計算機処理」とは、電子計算機（汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、データベース管理機能を有するワードプロセッサ等）を用いて行う入力、蓄積、編集、修正、加工、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。
- 3 「実施機関が定める処理」とは、吹田市個人情報保護条例施行規則（以下「施行規則」という。）第3条に規定する製版その他の専ら印刷物を制作するための処理又は専ら文書若しくは図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理のことである。

(第8号関係)

- 1 本号は、「公文書」を定義することにより、この条例の対象となる「公文書」の範囲を定めたものである。
- 2 「公文書」の定義は、吹田市情報公開条例第2条第1項に規定する「公文書」と同じである。

(第9号関係)

- 1 本号は、この条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用若しくは外部提供の中止請求等の対象となる「保有個人情報」の範囲について定めたものである。
- 2 「保有個人情報」とは、吹田市情報公開条例第2条第1項に規定する「公文書」に記録されている個人情報に限る。

(第10号関係)

- 1 本号は、この条例に規定する開示請求、訂正請求、削除請求及び目的外利用若しくは外部提供の中止請求等の対象となる「保有特定個人情報」の範囲について定めたものである。
- 2 「保有特定個人情報」とは、吹田市情報公開条例第2条第1項に規定する「公文書」に記録されている個人情報で、その内容に個人番号を含むものに限る。

(第11号関係)

- 1 本号は、特定個人情報的一种で情報提供ネットワークシステムを介した特定個人情報の照会・提供の記録である「情報提供等記録」について定めたものである。
- 2 「情報提供等記録」は、この条例に規定する削除請求及び目的外利用若しくは外部提供の中止請求等の対象とならない。

第3条 実施機関の責務等

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護に関する実施機関及び実施機関の職員の責務について定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が個人情報の取扱いをするときは、市民の基本的な人権を尊重することを第一として、個人情報の保護を図る責務があることを明らかにしたものである。
- 2 「必要な措置を講じ(る)」とは、実施機関が個人情報の不適正な取扱いを未然に防止するためのものであり、個人情報の取扱いについてこの条例に定められた事項の遵守、職員への意識の啓発、その他事務処理上の改善と整備をすることをいう。

(第2項関係)

- 1 本項は、職員の守秘義務について定めたものである。
- 2 職員の守秘義務については、地方公務員法第34条において「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定されている。しかし、地方公務員法でいう守秘義務は、「職務上知り得た秘密」を守るべき職員の服務規律としての要素が強く、プライバシー保護の概念でいう個人情報のすべてとは限らないものである。
したがって、個人情報の最大限の保護を図るため、この条例で明文化することにより、プライバシー保護の観点から個人情報を取り扱う職員に責務を課したものである。
- 3 「実施機関の職員」とは、第2条第4号に規定する実施機関に所属するすべての職員をいう。したがって、非常勤職員、臨時職員及び地方公務員法の規定が適用されない特別職の職員(附属機関の委員等)についても、本条によって、個人情報保護に関する責務が課せられたことになる。
- 4 「職務上知り得た」とは、職員が職務上知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる。

第4条 事業者の責務

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱い（個人情報の収集、保管及び利用（第8条第1項に規定する目的外利用及び外部提供を含む。）をいう。以下同じ。）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報の取扱いをするときの個人情報の保護に係る責務について定めたものである。

【解釈】

- 1 高度情報化の進展に伴い、個人情報の保護対策は公的機関のみならず民間部門にも必要な共通課題となっている。本条は、個人情報を取り扱う者は、公的機関、民間部門のいずれかを問わず、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように必要な措置を講ずる責務があることを明らかにしたものである。
- 2 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報は当該個人のものであり、侵害されることがあってはならないもので、不当に収集、利用されないように管理し、擁護することの必要性を認識することをいう。
- 3 「個人情報の収集、保管及び利用」の、「収集」とは、事務執行のため、実施機関が受領、記録、聞き取り等により取得することをいう。
「保管」とは、実施機関が取得した個人情報を管理、保存することをいう。
「利用」とは、実施機関が取得した個人情報を、事務執行のため処理し、活用することをいう。
- 4 「個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずる」とは、個人情報の収集、保管、利用について、個人の権利利益を侵害することのないように定めた第3条に規定した実施機関と同様の措置を講ずることをいう。
- 5 「個人情報の保護に関する市の施策に協力」とは、この条例の趣旨はもとより、市長が事業者に対して行う指導、勧告等に協力することを含むものである。

第5条 市民の役割

第5条 市民は、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努めることにより、個人情報の保護に積極的な役割を果たすものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報を保護するためには市民一人ひとりの意識によるところが極めて大きいことから、個人情報保護制度の権利主体である市民の役割を定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、市民一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識することが大切であり、市民は、開示請求権等の権利を正当に行使するとともに、自己の個人情報を適切に管理し、他人の個人情報を不注意に扱うことによって他人の権利利益を侵害することのないように、自らも心掛ける必要がある。すなわち、市民の一人ひとりが、個人情報の保護に役割を持つものであり、その役割を積極的に果たすことを要請するものである。
- 2 「自己の個人情報を適切に管理し」とは、市民が個人情報の不適正な取扱いから権利利益を侵害される危険を自ら招くことのないよう、自己に関する個人情報の適切な管理に努めることをいう。
- 3 「他人の個人情報をみだりに取り扱わないよう努める」とは、個人情報保護の主体としての市民として、他人の個人情報を不注意に扱うことにより、他人の権利利益を侵害することのないように、他人の個人情報の適正な取扱いに努めることをいう。

また、部落差別事象（同和地区に居住していること又は居住していたことを理由になされる結婚差別、就職差別等の差別事象）については、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例（昭和60年大阪府条例第2号）」第3条第3項（平成23年（2011年）10月1日追加）において、「府民は第一条の目的に反する調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない。」と規定されており、この「府民の責務」を踏まえたうえで、この第5条「市民の役割」の解釈運用を図っていくものである。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の適正な取扱いの確保

第6条 個人情報の取扱いの一般的制限

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、所掌する事務又は事業の目的達成に必要な範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の取扱いを行ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき又は吹田市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、事務又は事業の執行上必要不可欠であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報の取扱いを行う場合の一般的な制限とともに、原則として取扱いをしてはならない個人情報について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 本項は、実施機関が取り扱う個人情報について、所掌する事務又は事業の目的達成に必要な範囲内で収集、利用し、その目的を超えて収集、利用することがないように義務付けたものである。
- 2 「目的達成に必要な範囲内」とは、目的を超えて取り扱うことを禁止するとともに、必要最小限の範囲で取り扱わなければならないことをいう。
- 3 「適正かつ公正な手段」とは、個人情報の取扱い手段が法令等の規定に適合し、かつ、事務又は事業の目的からみて社会通念上正当であることを客観的に判断されることをいう。

（第2項関係）

- 1 本項は、個人に係る思想、信条及び宗教等の情報（以下「センシティブな個人情報」という。）は、個人の尊厳に深く関わるものであり、原則としてその取扱いを禁止することを定めたものである。
- 2 「法令等」には、法律、政令、省令その他国の機関が定めた命令及び条例を含むが、その他、告示も含むものである。
- 3 「法令若しくは条例の規定に基づくとき」とは、法令等で取扱いの義務又は権限のある場合のほか、法令等の趣旨・目的からみて、取扱いできるものと解される場合も含むもので、例えば次のようなものがある。

- (1) 法令又は条例に本項の各号に定められた事項に係る個人情報について実施機関に調査、報告等の取扱義務又は権限がある旨の規定がある場合

例 職員採用に係る欠格条項の照会（地方公務員法第16条）

成年被後見人又は受刑者の本籍地の市町村長からの事実関係の通知（公職選挙法

第11条第3項・選挙権及び被選挙権を有しない者)

(2) 法令又は条例に本項の各号に定められた事項に係る個人情報について相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合

例 立候補の届出(公職選挙法第86条第1項及び第3項)

(3) 法令又は条例の規定により当該事務又は事業を行う根拠が明記されており、その根拠規定に基づき事務又は事業を行う場合であって、当該個人情報を取り扱わなければ当該事務の目的が達成できないと認められるとき、又は当該事務若しくは事業において本項の各号に定められた事項に係る個人情報が相手方から一方的な意思により提供され、実施機関として当該情報を取り扱わなければならないとき。

4 「審議会の意見を聴いた上で、事務又は事業の執行上必要不可欠であると認めるときは、この限りでない」とは、法令又は条例の根拠がない場合でも、実施機関は審議会の意見を聴き必要と認めるときは取扱いできることをいう。

「事務又は事業の執行上必要不可欠」とは、市民の健康、安全、福祉の向上のための事務又は事業の執行や救急活動などを遂行する場合であって、本項の各号に定められた事項に係る個人情報の取扱いをしなければ、その事務又は事業の目的が達成し得ない場合をいう。また、「事務又は事業執行上必要不可欠」の判断は、実施機関が行うが、その的確な判断に資するため、その都度審議会の意見を聴くものとする。

5 「思想、信条」とは、支持政党名、政治団体名、政治理念、政治活動の経歴、政治的信条等その人の政治的信念や個人の人格形成の核心をなす人生観、世界観に関する情報をいう。

6 「宗教」とは、憲法でいう「信教」と同じ意義であり、超自然的、超人間の本質(神、仏、霊等)の存在を確信し、畏敬崇拝する心情又は行為を指し、信者名簿、宗教法人名、宗派名等がこれに当たるものである。

7 「社会的差別の原因となるおそれのある事項」とは、社会生活において一般に知られることにより、特定の個人又はその関係者が他の者から差別意識をもたれるなど個人の尊厳・信用・名誉を損なうおそれのある情報で、人種、門地、特定の病歴、遺伝子情報、犯罪歴、成年被後見人などに関する情報をいう。なお、遺伝子情報について、新聞報道(平成12年2月3日)で問題になった遺伝子解析は、疾病の予防、早期発見、早期治療に結び付き、更に薬剤の開発にも役立つという評価はあるものの、遺伝子は究極の個人情報であり、本人同意のない遺伝子解析及び利用等は認めないものとする。

第7条 収集方法の制限

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 本人の同意に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号又は第5号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨、収集目的等を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をしたときは、第1項の規定による収集があったものとみなす。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集する方法についての制限を定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 本項は、実施機関が個人情報の収集を開始する前に収集の目的を明確にし、あわせてその目的達成のため必要な範囲内で、原則として本人から直接個人情報を収集すべき義務を定めるとともに、この原則に対する適用除外事項を定めたものである。
- 2 「法令等の規定に基づくとき」とは、法令又は条例の規定に基づいて収集する場合をいう。この場合、「法令の規定」には、本人以外のものが実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨義務付けている規定や、行政機関相互の通知や報告等の義務が定められ、これに基づき実施機関が個人情報の収集を行ういわゆる「義務規定」と、義務ではないが本人以外から収集することができるとしているいわゆる「できる規定」とがあるが、本号の場合には、いずれの規定も該当する。また、規定には、収集先あるいは、当該事務又は事業を行う根拠が明記されており、当該規定の趣旨、目的から判断して明らかに本人以外から収集することが予定されていることが必要である。

なお、このことについて、本人に事前に周知が可能な場合は、本人以外からの収集について事前に周知することが求められることはいうまでもない。

(1) 義務規定の例

ア 本人以外のものが実施機関に対して個人情報を提供しなければならない旨義務付けている規定

- ・ 地方税法第317条の6（給与支払報告書等の提出）
- ・ 地方税法第325条（市長の閲覧請求に基づく政府の所得税関係書類の提示）

イ 行政機関相互の通知や報告等の義務が定められ、これに基づき実施機関が個人

情報の収集を行う規定

- ・住民基本台帳法第9条（住民票の記載等のための市町村長間の通知）
- ・住民基本台帳法第19条第1項（戸籍の附票記載の修正等のための市町村長間の通知）
- ・外国人登録法第8条第4項（居住地変更に伴う外国人登録原票の送付）
- ・戸籍法施行規則第25条・第26条（戸籍の届出書等の送付）
- ・公職選挙法第11条第3項（選挙権及び被選挙権を有しない者等の通知）

(2) できる規定の例

- ・地方税法第20条の11（官公署等への協力要請）
- ・地方税法第298条第1項（賦課徴収にかかる質問・検査）
- ・生活保護法第29条（資産及び収入状況についての調査嘱託等）

3 「本人の同意に基づくとき」とは、本人の明確な意思表示が口頭又は本人の署名及び押印のある同意書などにより確認された場合をいう。

4 「出版、報道等により公にされているものから収集すること」とは、新聞、書籍等の発行等、テレビ、ラジオ等で知らされていることのほか、公開の会議、講演会、説明会等における公表によって、何人でも取得又は知り得る状態にある個人情報収集することをいう。

5 「正当であると認められるとき」とは、出版、報道等により公にされているものから個人情報を収集する場合であっても、当該情報について正確性の担保があるとは必ずしもいえないことから、その利用目的に沿って、本人等から収集すべき場合もあり得ることに十分留意する必要があることを示している。

6 「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害、犯罪、事故等から個人の生命、身体又は財産の安全を守るために、本人から収集する余裕がなく、かつ、他に適当な収集方法がない場合をいう。

7 「実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき」とは、この項の第1号から第4号までの規定に該当しない場合でも、実施機関は、審議会の客観的な意見を聴いた上で、公益上特に必要と認めるときは、本条の適用除外とするものである。

「公益上特に必要」とは、市民の福祉の向上等を図り、又は公正かつ適正な行政を執行する上で特に必要があることをいう。

(第2項関係)

1 本項は、実施機関が前項第4号及び第5号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その事実を本人に通知しなければならない義務があることを明らかにしたものである。

2 ただし書は、本市の行う事務又は事業は多様であり、その性質等から本人に通知することで当該事務又は事業の達成に支障が生じる場合、あるいは、通知を受けた本人に選択する余地のない場合で通知を要する対象者が大量な場合等、本人に通知をすることが必要でないとも認められる場合もあることから、こうした場合には、審議会の客観的な意見を聴いた上で本人通知を省略できることを定めたものである。

3 本人への通知は、施行規則第4条に規定する個人情報収集通知書（様式第1号）により行

うものとする。ただし、緊急その他やむを得ないときは、口頭又は公告（本人の所在が不明のとき）により行うものとする。

(第3項関係)

- 1 本項は、法令又は条例、規則等の規定に基づいて本人又はその代理人が個人情報に関する申請書、届出書等を提出することを義務付けられている場合には、その申請書、届出書等による個人情報の収集は、第1項の規定による収集とみなす旨を定めたものである。
- 2 「規則等」とは、規則、訓令、要綱等をいう。
- 3 「申請、届出その他これらに類する行為」とは、法令又は条例、規則等の規定を根拠に相手方が書類を提出する行為であって、申請又は届出に類する行為をいう。例えば補助金交付申請書、入所申請書、住民票異動届、市民税申告書、請願書、陳情書等がある。

第8条 目的外利用及び外部提供の制限

第8条 実施機関は、前条第1項本文に規定する収集目的以外の目的のために実施機関内若しくは実施機関相互において保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は実施機関以外のものに保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき（保有特定個人情報にあっては、第1号に該当するときに限る。）は、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものの目的外利用をし、又は外部提供をすることが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 事務若しくは事業の執行又は市民の福祉の向上のため特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号から第6号までの規定に該当して保有個人情報の目的外利用をし、又は外部提供をしたときは、速やかに、その旨、その理由等を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有個人情報を収集目的の範囲を超えて当該実施機関内若しくは実施機関相互において目的外に利用し、又は実施機関以外のものに外部提供する場合の制限を定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

1 本項は、実施機関が収集した保有個人情報については収集目的の範囲内での利用を原則とするが、実施機関の所掌事務を効率的に遂行するためには、当該実施機関内又は他の実施機関相互で利用し、また、国、他の地方公共団体への提供もやむを得ない場合があるので、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限り、例外的に認めることを定めたものである。

2 「保有個人情報」の定義は、第2条第9号に規定する「保有個人情報」の解釈と同じである。

3 「保有特定個人情報」の定義は第2条第10号に規定する「保有特定個人情報」の解釈と同じである。

4 「保有特定個人情報にあっては第1号に該当するときに限る。」とは、保有特定個人情報については、法令等の規定に基づく場合に限ってしか目的外利用又は外部提供することができない旨を定めたものである。

5 「法令等の規定に基づくとき」とは、法令又は条例に目的外利用、又は外部提供することができる旨の定めがある場合をいう。

- 6 「本人の同意に基づくとき」とは、当該保有個人情報の目的外利用、又は外部提供をすることについて、本人の明確な意思表示が口頭又は本人の署名及び押印のある同意書等により確認された場合をいう。
- 7 「出版、報道等により公にされているものの目的外利用をし、又は外部提供することが正当であると認められるとき」については、前条の解釈の第1項関係4及び5と同じである。
- 8 「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、前条の解釈の第1項関係6と同じである。
- 9 「事務若しくは事業の執行又は市民の福祉の向上のため特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とは、実施機関が法令等に基づいて行う本来的な事務又は事業の執行に関して、市民等の負担軽減等の利便性や行政側の省力性、迅速性を考慮し、本人から再度、当該情報を収集するよりも、他の行政目的によって収集された各実施機関が保有する個人情報を利用することが合理的であり、かつ、本人又は本人以外の者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合をいう。
- 10 「前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるとき」とは、この項の第1号から第5号までの規定に該当しない場合でも、実施機関は、審議会の客観的な意見を聴いた上で、公益上特に必要と認めるときは、目的外利用又は外部提供をすることができることを定めたものである。実施機関は、必要が生じたその都度審議会の意見を聴くものとする。ただし、当該目的外利用又は外部提供が同一目的の下に反復継続して行われるときは、改めて審議会の意見を聴く必要がないものとする。

「公益上特に必要」とは、目的外利用又は外部提供をすることが市民の福祉の向上等を図り、又は公正かつ適正な行政を執行する上で特に必要があることをいう。

(第2項関係)

- 1 本項は、実施機関に対し、前項第4号から第6号を理由として、保有個人情報の目的外利用及び外部提供をした場合は、速やかに、その旨を本人に通知しなければならないことを定めている。
- 2 ただし書は、本市の行う事務又は事業は多様であり、その性質等から本人に通知することで当該事務又は事業の達成に支障が生じる場合、通知を要する対象者が大量な場合で本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合、事務又は事業の性質から他の方法により本人に通知することが予定されており、個別に通知することが現実的でない場合等本人通知を省略することが適当と認められる場合があり得る。これらの場合にあっても、目的外に利用し、又は提供したすべての場合に本人に通知しなければならないとすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを増し、本人も予期せぬ通知を受けて無用の煩わしさを感じることになる。このため審議会の客観的な意見を聴いた上で本人通知を省略できることとしたものである。
- 3 本人への通知は、施行規則第5条の規定により「個人情報目的外利用又は外部提供通知書

(様式第2号)」又は口頭若しくは公告により行うものとする。

第9条 届出等

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項について、一般の閲覧に供さなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が取り扱う個人情報の一覧表を作成し市民の閲覧に供することにより、自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自分の情報に関与することができるよう、所定の様式による実施機関の個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止にかかる届出義務等を定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 本項は、個人情報の管理状況を一元的に把握するため、実施機関に対し、個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止に伴う届出を、事前に市長に届け出ることを義務付けたものである。
- 2 個人情報取扱事務開始の届出は、施行規則第6条第1項に規定する個人情報取扱事務開始届出書（様式第3号）により、変更及び廃止に伴う届出は、個人情報届出事項変更・個人情報取扱事務廃止届出書（様式第4号）により行うものとする。
- 3 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行していく上で個人情報の収集、利用等の取扱いを伴う事務をいう。
- 4 「個人情報取扱事務の名称」とは、個人情報取扱事務の内容が市民等に具体的に明らかになるような名称をいう。
- 5 「個人情報取扱事務を所掌する組織の名称」とは、個人情報取扱事務の届出主管課名等の名称をいう。
- 6 「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報取扱事務の目的が市民等に明確に把握できるものをいう。
- 7 「個人情報の対象者の範囲」とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、被表彰者等をいう。
- 8 「個人情報の記録項目」とは、氏名、住所、生年月日等をいう。

9 「個人情報の収集先」については、本人だけではなく本人以外から収集する場合もあることから、収集先を明らかにするため、届出事項としたものである。

10 「実施機関が定める事項」とは、施行規則第6条第3項に規定する次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の開始年月日（届け出た事項を変更する場合にあっては、変更年月日）
- (2) 個人情報取扱事務の根拠法令
- (3) 個人情報の処理形態
- (4) 個人情報の目的外利用又は外部提供の有無
- (5) 他法令による開示制度の有無
- (6) 条例第11条第1項（事務の委託に伴う措置）の規定による個人情報取扱事務の委託の有無
- (7) 個人情報が記録されている主な公文書の名称
- (8) (7) に規定する公文書の管理形態

（第2項関係）

本項は、市長に対し、個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止届出があったときは、届出に係る事項について、審議会へ報告することを定めたものである。

（第3項関係）

本項は、市長に対し、個人情報取扱事務の開始、変更及び廃止届出に係る事項について、市民への閲覧に供することを義務付けたものである。

第10条 適正な維持管理

第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項に関し必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保有個人情報を利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとすること。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関が保有個人情報の適正な維持管理を図るために、個人情報管理責任者を定めるとともに、必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

【解釈】

- 1 「保有個人情報の適正な維持管理を図る」とは、保有個人情報の正確性と安全性を確保することをいう。誤った情報や古い情報を利用することは、当該個人の人権を著しく侵害するおそれがあることから、実施機関は、常に保有個人情報の点検等を行い、誤り等が発見されたときは、自主的に訂正等をし、その正確性の確保に努めなければならない。
- 2 保有個人情報の管理体制を整え、具体的な保護措置を講ずるため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。
なお、管理責任者は、施行規則第7条の規定により、吹田市事務処理規程第2条第1項第6号に規定する室長又は同項第7号に規定する課長（それに相当する職の者を含む。）をもって充て、当該室・課における保有個人情報の適正管理にあたるものとする。
- 3 「必要な措置を講じ（る）」とは、実施機関の定める文書取扱規程等により、文書の作成、保管、保存等の文書管理を徹底することであり、具体的には、次の措置を講じることを行う。
 - (1) 保有個人情報が記録されている文書等を放置するようなことがないように、保有個人情報が記録されている文書等を保管庫等に格納し、適切に保管すること。
 - (2) 情報の暗号化、パスワード等によるアクセスの制限等電子計算機処理に係る手続を整備すること。
 - (3) 管理している保有個人情報を所属職員以外の者に取り扱わせることを制限するなどの体制を整備すること。
- 4 「正確かつ最新なもの」とは、実施機関が保管している保有個人情報に基づいて事務を処理していくには、当該保有個人情報がそれぞれの利用目的に応じてその必要な範囲内で正確かつ最新なものでなければならないことをいう。
- 5 「保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止する」とは、意識的であると無意識的であるとを問わず保有個人情報の漏えいや保有個人情報の不当な改ざん等の事故を未然に防止することをいう。
- 6 「保有する必要がなくなった保有個人情報」とは、原則として文書取扱規程等に基づき、その保存年限が終了した公文書に記録された保有個人情報のことをいう。また、公文書に記録されている保有個人情報が今後事務の用に供する必要がなくなったことをいう。

ただし、保存年限を過ぎても、廃棄されていない保有個人情報、開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求の対象となる。

- 7 「廃棄し、又は消去」とは、文書、図画等については焼却、シュレッダーによる裁断等の方法により、磁気テープ、磁気ディスク等については磁氣的消去等の方法により確実に廃棄し、又は消去することをいう。
- 8 電子計算機により処理されている保有個人情報については、大量かつ迅速な処理が可能であり、容易に結合及び検索が行えるという特質から、手作業処理による保有個人情報の管理とは異なった観点からの保護対策が必要となる。
- 9 公文書の保存については、吹田市における情報公開制度において、公文書公開運営審議会（平成14年7月1日より情報公開運営審議会に名称変更）の意見具申に基づき、公開請求があった場合の公文書の保存期間の特例等が定められており、個人情報保護条例においても、この例に従い、いずれかの請求をされた場合は、保管・保存期限にかかわらず、請求に係る全ての処理が終了するまで保管又は保存するものとする。（詳しくは、「吹田市情報公開条例の趣旨と解釈、第32条公文書の管理」を参照のこと。）

第 11 条 受託者に対する措置等

- 第 11 条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた事務（以下「受託事務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。
- 3 受託者若しくは受託者であったもの又は受託事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託事務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 受託事務に従事している者が当該受託事務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画、写真又は電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該受託事務に従事している者が組織的に利用するものとして受託者が保有しているものは、第 6 章に規定する罰則の適用については、保有個人情報とみなす。

【趣旨】

本条は、個人情報の適正な管理のため、実施機関が個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合における実施機関の義務、受託者が実施機関と同様の責務を負うこと、受託者等の守秘義務及び受託事務の範囲内での罰則の適用について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項は、実施機関が個人情報取扱事務を委託するに際して、その委託契約等において、必要な措置を講じるように定めたものである。
- 2 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、委託契約等に際して委託先を慎重に選定すること、また、施行規則第 8 条の規定により、次に掲げる事項を委託契約書に明記するなど受託者に個人情報の保護について必要な責務を課すことをいう。
- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
 - (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (4) 個人情報の複製又は複製の禁止又は制限に関する事項
 - (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
 - (6) 個人情報の管理状況の検査に関する事項
 - (7) 成果品の権利の帰属に関する事項
 - (8) 契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項
 - (9) 提供資料の返還義務に関する事項
 - (10) (1) ～ (9) に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

（第 2 項関係）

- 1 本項は、実施機関から委託を受けた受託者も、市民の信頼を確保する観点から、実施機関と同様に個人情報の管理を厳正に行わなければならないことを明らかにしたものである。

- 2 「委託を受けた事務」とは、手作業処理又は電子計算機処理を問わず、委託する事務の中に個人情報の処理が含まれるすべての事務をいう。また、主たる事務に付随した資料として個人情報が渡される場合も含まれる。
- 3 「同様の責務を負う」とは、受託者がその契約等の内容として、委託された事務の範囲において個人情報の適正な管理を行う責務を負うことをいう。受託者が委託契約内容に違反した場合は、是正等の措置を講じさせるものとし、場合によっては受託者に損害賠償を求め、あるいは契約を解除するなど制裁措置をとることになる。

(第3項関係)

本項は、受託者若しくは受託者であったもの又は受託事務に従事している者若しくは従事していた者に対し、当該受託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けたものである。

(第4項関係)

本項は、受託事務に従事している者が当該受託事務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画、写真又は電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該受託事務に従事している者が組織的に利用するものとして受託者が保有しているものは、第6章に規定する罰則の適用については、保有個人情報とみなすことを定めたものである。

第 11 条の 2 指定管理者に対する措置等

第 11 条の 2 実施機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者は、当該公の施設の管理に係る業務（以下「管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。
- 3 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理業務に関して知り得た個人の秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 管理業務に従事している者が当該管理業務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画、写真又は電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして指定管理者が保有しているものは、第 6 章に規定する罰則の適用については、保有個人情報とみなす。

【趣旨】

本条は、個人情報の適正な管理のため、実施機関が公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合における実施機関の義務、指定管理者が実施機関と同様の責務を負うこと、指定管理者等の守秘義務及び施設の管理に係る業務の範囲内での罰則の適用について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項は、実施機関が公の施設の管理を指定管理者に行わせるに際して、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう定めたものである。
- 2 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、指定管理を行うに際して、指定管理者を慎重に選定すること、また、指定管理の協定等に際して、次に掲げる事項を協定書等に明記するなど指定管理者に個人情報の保護について必要な責務を課すことをいう。
 - (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
 - (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
 - (3) 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
 - (4) 個人情報の複写又は複製の禁止又は制限に関する事項
 - (5) 事故発生時における報告義務に関する事項
 - (6) 個人情報の管理状況の検査に関する事項
 - (7) 成果品の権利の帰属に関する事項
 - (8) 指定の取消し等の措置及び損害賠償に関する事項
 - (9) 個人情報の返還等に関する事項
 - (10) (1) ～ (9)に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

（第 2 項関係）

- 1 本項は、実施機関から指定を受けた指定管理者も、市民の信頼を確保する観点から、実施機関と同様に個人情報の管理を厳正に行わなければならないことを明らかにしたものである。

- 2 実施機関と同様の責務を負う「管理業務」とは、手作業処理又は電子計算機処理を問わず、指定管理者に行わせる業務の中に個人情報の処理が含まれるすべての業務をいう。
- 3 「同様の責務を負う」とは、指定管理者がその協定等の内容として、指定された業務の範囲において個人情報の適正な管理を行う責務を負うことをいう。指定管理者が協定内容に違反した場合は、是正等の措置を講じさせるものとし、場合によっては指定管理者に損害賠償を求め、あるいは指定を解除するなど制裁措置をとることになる。

(第3項関係)

本項は、指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は管理業務に従事している者若しくは従事していた者に対し、当該管理業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けたものである。

(第4項関係)

本項は、管理業務に従事している者が当該管理業務の範囲内で作成し、又は取得した文書、図画、写真又は電磁的記録に記録されている個人情報であって、当該管理業務に従事している者が組織的に利用するものとして指定管理者が保有しているものは、第6章に規定する罰則の適用については、保有個人情報とみなすことを定めたものである。

第12条 電子計算機処理の制限

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。ただし、一時的又は試験的な個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行おうとするときは、この限りでない。

2 実施機関は、第6条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報取扱事務について、電子計算機処理（前項ただし書に規定する電子計算機処理を除く。次条において同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を同項第2号に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が電子計算機により個人情報を処理する場合の手続について定めたものであり、「吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（昭和56年吹田市条例第12号）」から引き継いだ規定である。

【解釈】

（第1項関係）

1 本項は、電子計算機による事務処理が、従来の手作業処理と比べ大量の個人情報を処理するため、市民の基本的な人権を侵害することのないよう特に慎重な取扱いが必要であることから、電子計算機を利用して個人情報を処理する場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならないことを義務付けたものである。

2 「電子計算機」とは、与えられた一連の処理手順に従い、記録、判断、演算その他の事務を自動的に処理する電子的機器をいう。

3 「電子計算機処理を行おうとするとき」とは、次のような場合をいう。ただし、一時的又は試験的な個人情報取扱事務を処理する場合は除くものとする。

(1) これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとするとき。

(2) 従来の電子計算機処理システムに新たな個人情報の記録項目を加えるとき。

(3) 外部委託等によって電子計算機処理をするとき。

（第2項関係）

1 本項は、第6条第2項（センシティブな個人情報の取扱い禁止）の趣旨から、センシティブな個人情報を電子計算機へ記録することは、原則として禁止したものであるが、法令等の規定に基づくときやその他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われるときで、かつ、審議会の意見を聴いた上で必要があると認められたときに限り、例外的に電子計算機に記録することができることを定めたものである。

なお、第6条第2項各号に掲げる事項は次のとおりであり、その内容については、同条同項各号の解釈を参照されたい。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
- 2 「法令等の規定に基づくとき」とは、法令若しくは条例の明文の規定により電子計算機に記録できる旨の定めがある場合をいう。
- 3 「当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」とは、市民の福祉の向上など正当な行政目的を遂行し、達成しようとする場合であって、その権限の範囲内において電子計算機に記録しなければ、その行政目的を達成し得ない場合をいい、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときをいう。

(第3項関係)

本項は、実施機関が、センシティブな個人情報に係る電子計算機処理を前項第2号（当該事務の目的を達成するために不可欠であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。）に掲げる事由により行おうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならないことを義務付けたものである。

第13条 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務に係る電子計算機処理を行うに当たっては、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行うおとすときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が電子計算機を利用して個人情報を処理する場合において、市以外の電子計算機との結合を原則として禁止することについて定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 今日、通信回線による電子計算機の結合（オンライン）は、瞬時に大量の情報を送受信することにより、市民サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮している。しかしながら、その取扱いによっては大量の個人情報が漏えい、改ざんされるおそれがあるため、本条において、市の電子計算機と市以外の電子計算機との結合を原則として禁止することを定めている。
- 2 「通信回線により電子計算機の結合」とは、電話回線、CATV回線、無線回線等の通信回線により、市と市以外の電子計算機を結合することをいう。
- 3 「法令等の規定に基づくとき」とは、住民基本台帳法等の明文の規定により、その利用目的も特定され、市民の権利利益が侵害されることがないと認められる場合をいうものであり、規定されている目的以外の利用がなされるなど、市民の権利利益が侵害された場合は、本号のみで結合を継続することは不相当である。従って、次号の「実施機関が公益上特に必要があると認める」ものである場合として、第2項に従い、審議会の意見を聴かなければ結合を継続できないものであり、審議会の同意が得られない場合、又は、公益上の必要が特に認められない場合は、結合されている回線を切断することが必要になる。
- 4 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、当該事務事業の目的、内容等から判断して、結合により個人情報を処理することが社会一般の利益を図るために必要である場合、あるいは、福祉、健康、教育等の市民サービスの向上、行政の効率化に寄与する場合等であって、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合をいい、次のような場合が考えられる。
 - (1) 全国統一的に、大量の情報について即時的に対応することが必要な事務であって、他の方法によっては事務事業の目的が達成できない場合
 - (2) 実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を確保する必要がある事務であって、手作業処理等では十分な成果が期待できない場合
 - (3) 結合の目的、個人情報の内容、利用等について、事前に本人に説明し、承諾を得ている場合

- (4) 本人がインターネット等のメディアを利用し、自ら個人情報の提供を希望している場合
- (5) 結合先が個人情報について必要な保護措置を講じている場合

(第2項関係)

本項は、実施機関が、実施機関以外のものと前項第2号（実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。）に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審議会に意見を聴かなければならないことを義務付けたものである。

第2節 自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求

第14条 開示の請求

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が定める者は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。
- 3 本人が死亡している場合にあつては、当該本人の遺族（当該遺族が未成年者又は成年被後見人である場合は、当該未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。）は、開示請求をすることができる。
- 4 前項に規定する遺族は、本人の配偶者、子又は父母とする。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、相当と認める者については、この限りでない。

【趣旨】

本条は、何人に対しても自己情報の開示請求権を保障するとともに、本人に代わって開示請求ができる者の範囲を定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 本項は、何人も、実施機関が現に保有している自己情報の記録の開示を請求することができることを定めたものである。

プライバシー保護の目的を達成するためには、自己情報についてみだりに他人に知られないよう保護するだけでなく、自己情報の流れを本人自らがコントロールすることができる積極的な権利として保障されることが必要である。自己情報の開示の請求は、自己情報がどのように取り扱われているか、本人の知る権利を保障するものであり、次条以下の自己情報の訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求の根幹となるものである。この条例では、これらの請求に係る権利を認めることにより、自己情報のコントロール権を実効性のあるものとして保障するものである。

- 2 「何人も」とは、市民に限らず、外国人も含むすべての自然人をいい、法人等は含まない。
実施機関が取り扱う個人情報の主体である限り、市民だけでなく、他の地方公共団体の住民であっても、自己情報の開示を請求する権利を有するものである。
- 3 開示請求をすることができる個人情報は、「自己に関する個人情報」のみであり、自己以外の個人情報については、たとえ配偶者、家族等の個人情報であっても開示請求をすることはできない（本条第2項に規定する法定代理人又は実施機関が定める者、第3項及び第4項の規定による遺族又は実施機関が相当と認める者が請求する場合を除く。）。
- 4 「開示」とは、自己情報の閲覧又は写しの交付をいう。

（第2項関係）

- 1 開示請求は、個人情報の本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であり、広く代理請求を認めることは、本人の権利利益を侵害するおそれがある。しかし、未成年者又は成年被後見人は、本人自ら開示請求することが困難な場合があることから、これらの法

定代理人に、代理請求を認めるものである。

- 2 未成年者であっても、自ら開示請求できる意思能力を有すると認められる場合には、未成年者による開示請求を妨げるものではない。

具体的には、15歳以上の未成年者は、印鑑登録を受けることができること（吹田市印鑑条例第2条第2項第1号）、遺言をすることができること（民法第961条）等から社会通念上意思能力を有すると考えられ、本人自らの請求を認めることとする。それ以外の未成年者については、当該の未成年者の利益に反しない限り法定代理人の代理請求を認めることとする。

- 3 「未成年者」とは、年齢が満20年に達しない者をいう。（民法第4条）
- 4 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。
- 5 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。未成年者の法定代理人は、第1次的には親権者（民法第818条等）、第2次的には後見人（民法第839条等）であり、成年被後見人の法定代理人は、後見人（民法第843条等）である。
- 6 「本人に代わって」とは、法定代理人は、自らの意思に基づいて開示請求を行うことができることをいう。

（第3項関係）

本項は、死者の個人情報について、当該死者の遺族に限って開示請求することができることを定めたものである。

（第4項関係）

本項は、死者の個人情報の開示を請求できる遺族の範囲を定めたものである。

遺族の範囲は、本人の配偶者、子又は父母とする。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認める者については、この限りでない。

第 15 条 開示しないことができる自己情報

第 15 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示しないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）（当該者が法定代理人若しくは実施機関が定める者又は遺族であるときは、本人）以外の第三者に関する情報を含む情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関、国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。第 43 条において同じ。）の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う次に掲げる事務若しくは事業に関する情報であって、その性質上開示することにより、当該若しくは同種の事務若しくは事業を実施する目的が達成できなくなり、又は当該若しくは同種の事務若しくは事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査研究、人事管理等に係る事務
 - イ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業
 - ウ 独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると認めるもの

【趣旨】

本条は、実施機関が取り扱う個人情報、本人に開示されるべきものであるが、例外的に開示しないことができる個人情報が記録されているものについては、開示請求があっても、実施機関は開示しないことができることを明らかにしたものである。

【解釈】

- 1 本項は、実施機関が取り扱う個人情報については、本人に開示することを原則とするが、例外的に本項各号に規定された開示しないことができる個人情報（以下「非開示事項」という。）が記録されている自己情報については、開示をしないことができることを明らかにしたものである。
- 2 非開示事項を定めるに当たっての基本的な考え方は、開示を請求する者の開示請求権と開示することによって生じる当該本人への不利益及び公益との調和を図ることである。非開示事項は、自己情報のコントロール権を制限するものであるから、その範囲を必要最小限に限定するとともに、明確に定めなければならないものである。
- 3 「開示しないことができる」とは、開示の請求のあった自己情報に本項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、原則開示の例外として、実施機関の開示義務が免除されるという趣旨であり、開示・非開示の判断に当たって、実施機関に自由な裁量権を付与するというものではない。
- 4 実施機関が開示をしないことができる個人情報として各号に規定されているものの内容は、

次のとおりである。

なお、非開示の決定に当たっては、非開示事項に該当するかどうかを1件ごとに具体的かつ慎重に検討して判断しなければならない。

(1) 第1号関係

本号は、法令等の規定により、開示することができない旨が明示されている情報は非開示事項とすることを定めたものである。

「開示することができないとされているもの」とは、法令等の趣旨・目的からみて本人に対しても開示することができないと明らかに判断され得るもので、法令秘情報といわれるものである。単に「閲覧に供してはならない」という規定の場合は、本人に対しても閲覧を禁止しているのか、個人情報の保護の観点から第三者に対してのみ閲覧を禁止しているのかを慎重に判断し、後者であれば、本号に該当しない。

(2) 第2号関係

本号は、個人の評価、判定、診断等に関する情報のうち開示することにより当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあると認められるものは非開示事項とすることを定めたものである。

① 「評価」に関するもの

「評価」とは、学業成績、勤務状況、功績など個人の資質、適格性、性格、能力等について調査又は観察を行い、その結果に基づき評定した内容を記録したものをいう。

② 「判定」に関するもの

「判定」とは、個人の知識、能力、資質、適性、技術等について、専門的見地又は一定の基準に従って審査又は試験を行い、その結果に基づき判断した内容を記録したものをいう。

③ 「診断」に関するもの

「診断」とは、傷病、健康状態等について、専門的な見地から行った診察内容を記録したものをいう。

④ 「指導」に関するもの

「指導」とは、個人の学力、資質、能力等の向上又は生活状態、健康状態の改善を目的として、専門的見地から行う教育及び指示に関する所見、方法等の内容を記録したものをいう。

⑤ 「選考」に関するもの

特定の職業、地位等に就く者を選ぶに当たり、個人の能力、資質、資格等を調査し、その結果に基づき判定した内容を記録したものをいう

⑥ 「選考等」の「等」とは、推薦、相談、意見に関するものをいう。

ア 「推薦」に関するもの

個人に何らかの利益をもたらすために行う個人の功績等の記録並びにそれに対する評価の内容を記録したものをいう。

イ 「相談」に関するもの

個人から受けた相談を処理するに当たり行った、個人の能力、性格等についての検査若しくは調査の内容又は第三者の意見を記録したもの及びこれらに基づき協議

し、調整した内容を記録したものをいう。

ウ 「意見」に関するもの

個人の生活意欲、能力、適格性、家庭生活の状況等について公正に判断するために、第三者から聴取した意見を記録したものをいう。

(3) 第3号関係

本号は、開示の請求があった自己情報に本人以外のものに関する情報が含まれている場合には、個人の尊厳に基づく基本的人権を尊重する立場から、また、法人等の競争上の地位その他本人以外のものの正当な権利利益を守るために開示しないことができることを定めたものである。

- ① 個人のプライバシーは、基本的人権として最大限尊重されるべきであり、請求者の自己情報以外の個人情報に含まれる場合には、本人以外の者のプライバシー保護のため、原則として開示することができないものである。
- ② 法人等の事業活動は社会的に尊重されるべきであり、法人等の経営上又は技術上の情報には、自由で公正な競争秩序の維持や経済の健全な発展のために保護されるべきものがあるので、開示の請求を受けた自己情報に法人等に関する情報が含まれており、開示することにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な権利利益を害すると認められるものについては開示しないことができるものである。

(4) 第4号関係

本号は、市と国等若しくはその他の公共団体の行う事務又は事業に関する情報の目的達成又は公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものは、開示しないことができることを定めたものである。

- ① 「市の機関、国等の機関若しくはその他の公共団体の機関が行う」とは、それぞれの機関が単独で事務又は事業を行う場合のほか、共同で行う場合を含む。
- ② 「監査、検査、取締り又は試験」に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれや、違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれがあることから、非開示とするものである。

「監査」とは、主として観察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の成否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

- ③ 「契約、交渉、争訟」に係る事務に関し、市と国等若しくはその他の公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあることから、非開示とするものである。

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定

の結論を得るために協議、調整を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

- ④ 「調査研究（ある事実を調べ、真理を探究すること）」に係る事務に関する情報の中には、例えば、
- ア 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く市民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの。
 - イ 試行錯誤の段階の情報について、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害されるおそれがある場合があり、このような情報を非開示とするものである。
- ⑤ 「人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）等」に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。なお、「等」に該当するものとしては、認可、許可がそれに当たるものである。
- ⑥ 市又は国若しくは他の地方公共団体が経営する企業に係る事業及び独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業（企業経営に係るものに限る。）については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲はより狭いものとなる場合があり得る。

(5) 第5号関係

本号は、前各号に規定する非開示事項に該当しないもので、公益上非開示とすることが必要であるものが考えられ、そのために、公益上の必要性の判断に当たっては、より客観性、公平性を保つために審議会に諮り、意見を聴くことを定めたものである。

第16条 部分開示

第16条 実施機関は、開示請求に係る自己情報の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、開示請求者に対し、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求された自己情報に、部分的に前条に規定する非開示情報が含まれている場合の取扱いを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書の一部に非開示事項に該当する情報が記録されている場合であっても、当該公文書の全部について非開示とするのではなく、非開示事項に該当する部分をできる限り分離して、非開示事項に該当しない残りの部分について、開示することを定めたものである。
- 2 「容易に」とは、開示部分と非開示部分との分離が、自己情報が記録されている公文書を損傷することなく、かつ、多くの費用、時間等を要することなく行うことができる場合をいう。
- 3 「請求の趣旨を損なわない程度」とは、請求の趣旨から判断して、請求者が知りたいと思う内容が、非開示部分を分離した残りの情報により、十分知ることができる場合をいう。
- 4 「分離」とは、公文書を物理的に切り離すことだけでなく、非開示情報に該当する部分を隠すことも含む。

第 17 条 自己情報の存否に関する情報の取扱い

第 17 条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第 15 条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

【趣旨】

開示請求に対して、実施機関は、当該開示請求に係る自己情報が存在しているかどうかを明らかにした上で開示、非開示又は不存在の決定をすることが原則であるが、本条は、それらの決定をすること自体が、非開示とすべき自己情報を開示するのと同様の効果が生じる場合には、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒む（存否応答拒否）ことができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条の存否応答拒否は、第 15 条各号の非開示事由に該当する自己情報であって、開示請求に対して当該自己情報の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものである。
- 2 存否応答拒否は、当該自己情報の存在そのものが条例上の非開示事由に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該自己情報が現に存在しても、存在しなくても適用すべきものである。
- 3 「当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、第 15 条各号のいずれかに該当する情報を開示をすることとなる」とは、通常、非開示事項に該当する情報は、非開示の決定を行うことになるが、この非開示の決定は当該自己情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、当該自己情報の内容の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいう。

すなわち、存否応答拒否を行うには、次に掲げる要件を備えていることが必要である。

- (1) 特定の事項、場所、分野等限定した探索的な開示請求が行われたこと。
- (2) 請求に係る自己情報が、条例上の非開示事項に該当すること。
- (3) 当該自己情報の存在又は非公開を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること。

例えば請求者本人に対し、表彰候補者情報、捜査関係事項照会対象者情報など、その情報が存在するかどうかを明らかにすることにより、事務又は事業の実施に著しい支障が生じる可能性のある自己情報については、その応答を拒否することができるものとする。

表彰候補者に関する情報などについて開示請求がなされた場合に当該情報が存在するときは、事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとして、本人には非開示とすることが考えられる。しかし、非開示処分をすると、本人にとっては、請求された情報が存在していることが明らかとなり、結果として、事業の実施に著しい支障が生じることが考えられる。

また、刑事訴訟法に基づき犯罪捜査のために市の機関に照会があった特定人の個人

情報に対して、本人から開示請求があった場合に、当該自己情報の存否を答えるだけで捜査の事実が判明してしまうことになり、第 15 条第 4 号に規定する非開示事項に該当する自己情報を開示したことになる。

- 4 本条により、開示請求を拒否するときは、第 22 条第 1 項の開示をしない旨の決定をする。理由の付記については、例えば「当該自己情報の存否を答えること自体が事務の執行に支障を及ぼすこととなり、第 15 条第 4 号により非開示とすべき自己情報を開示することとなるので存否を答えることはできないが、仮に当該自己情報が存在するとしても第 15 条第 4 号に該当し非開示となります。」のように記載することとなる。
- 5 本条は、存否応答拒否も拒否処分として位置付けており、吹田市行政手続条例第 8 条第 1 項により理由提示の義務が生じる。存否応答拒否ができるのは、仮に自己情報が存在する場合にも非開示情報に該当するものであり、存否応答拒否は、非開示情報の範囲を拡大するものでなく、理由提示に際して、当該自己情報が仮にあるとした場合、第 15 条各号のどの非開示情報に該当するかを記載する必要がある。

第18条 訂正の請求

第18条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報に事実の誤りがあるときは、当該実施機関に対し、自己情報の訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

【趣旨】

本条は、何人に対しても、実施機関が保有している自己情報に事実の誤りがあるときは、その訂正を請求できる権利を明らかにしたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 本項は、何人にも自己情報の事実に関する事項に誤りがあることを発見した場合の訂正請求権を認めることにより、当該個人のプライバシーが侵害され、又は正当な利益が損なわれることを未然に防止しようとするものである。なお、実施機関は、個人情報の正確性の確保に努めなければならない（第10条）、自ら誤りがあることを発見した場合は、請求を待つまでもなく訂正しなければならない。
- 2 実施機関が請求に応じて訂正できるのは、実施機関に何らかの訂正権限があるものに限られる。したがって、登記簿謄本などのように実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成した個人情報については、訂正できないものである。
- 3 「事実」とは、住所、氏名、性別、生年月日、家族構成、学歴等客観的に判断できるものをいい評価、判定等価値判断を伴うものを含まない。
- 4 「誤りがある」とは、事実とされるべき個人情報と現実に記載されている個人情報とが合致しない場合をいう。
- 5 「訂正」とは、事実と合致しない内容を合致する内容に直すほか、不足している内容を追記すること及び事実と合致しないものを削ることをいう。
- 6 この条例の自己情報の訂正の請求に関する規定は、個人の自己情報の訂正の請求に関する一般的な定めであり、個々の事務の実施に当たって種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。

（第2項関係）

本項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人の遺族は、本人に代わって個人情報の訂正を請求できることを定めたものである。

第 19 条 削除の請求

第 19 条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報（情報提供等記録に記録された特定個人情報を除く。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、その削除を請求することができる。

- (1) 第 6 条又は第 7 条第 1 項の規定に違反して当該実施機関により収集されたものであるとき。
- (2) 番号利用法第 20 条の規定に違反して保管されているとき。
- (3) 番号利用法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

2 第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

【趣旨】

本条は、何人に対しても、自己情報が第 6 条の個人情報の一般的制限、第 7 条第 1 項の収集方法の制限に関する規定、番号利用法第 20 条及び第 28 条の規定に違反して当該実施機関により収集、保管及び作成されたときは、その削除を請求できる権利を明らかにしたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項は、何人にも実施機関が収集等の取扱いの制限（第 6 条）、収集方法の制限（第 7 条第 1 項）、特定個人情報の収集等の制限（番号利用法第 20 条）又は特定個人情報ファイルの作成の制限（番号利用法第 28 条）の規定に違反して自己情報の収集等を行っていることを知った場合に削除請求権を保障することにより、実施機関における個人情報の収集の制限について実効性のあるものにしようとするものである。
- 2 「情報提供等記録に記録された特定個人情報を除く」とは、第 2 条第 11 号で定義された情報提供等記録に記録された特定個人情報は、削除請求の対象にならない旨を定めたものである。
- 3 削除の請求の対象となるのは、次の場合である。
 - (1) 第 6 条の規定に違反している場合
 - ① 所掌する事務の目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を収集したり、適正かつ公正な手段によらないで収集している場合
 - ② 法令等の定めに基づく場合又は審議会の意見を聴いて必要があると認めた場合以外で思想、信条等の個人情報を収集している場合
 - (2) 第 7 条第 1 項の規定に違反している場合
 - ① 収集目的等を明らかにしないで本人から個人情報を収集した場合
 - ② 例外的に本人以外のものから個人情報を収集できる場合の規定によらず、本人以外のものから情報を収集している場合
 - (3) 番号利用法第 20 条の規定に違反している場合① 例外的に特定個人情報の収集又は保

管ができる場合の規定によらず、特定個人情報を収集又は保管している場合

(4) 番号利用法第 28 条の規定に違反している場合

① 例外的に特定個人情報ファイルを作成できる場合の規定によらず、特定個人情報ファイルを作成し記録されている場合

4 「削除を請求する」とは、個人情報の取扱いに関し、収集の制限、目的外利用の制限、外部提供の制限及び適正管理に違反して記録されている自己情報に対し、当該公文書に記録されている自己情報の抹消、廃棄又は磁気テープ等に記録されている自己情報の消去を求めることをいう。

(第 2 項関係)

本項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人の遺族は、本人に代わって個人情報の削除を請求できることを定めたものである。

第20条 中止の請求

第20条 何人も、実施機関が現に保有している自己情報が第8条第1項の規定に違反して当該実施機関により目的外利用又は外部提供をされ、又はされようとしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止を請求することができる。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による中止の請求（以下「中止請求」という。）について準用する。

【趣旨】

本条は、何人に対しても、自己情報が第8条第1項の目的外利用又は外部提供の制限の規定に違反しているときは、その中止を請求できる権利を明らかにしたものである。

【解釈】

（第1項関係）

- 1 本項は、何人にも実施機関が目的外利用又は外部提供の制限（第8条第1項）の規定に違反して自己情報を目的外利用等をしていることを知った場合の中止請求権を認めることにより、実施機関における個人情報の目的外利用等の制限について実効性のあるものにしようとするものである。
- 2 「目的外利用又は外部提供をされ、又はされようとしていると認めるとき」とは、次のような場合が考えられる。
 - (1) 目的外利用及び外部提供が反復継続して行われている場合
 - (2) 目的外利用及び外部提供が既に行われていて、将来も行われる可能性のある場合
 - (3) 目的外利用及び外部提供を行うことが決定しているが、まだその行為がされていない場合
- 3 「中止」とは、個人情報の目的外利用又は外部提供をしている状態を止めることをいう。

（第2項関係）

本項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び本人の遺族は、本人に代わって個人情報の目的外利用又は外部提供の中止を請求できることを定めたものである。

第 21 条 開示等の請求手続

第 21 条 第 14 条の規定による開示、第 18 条の規定による訂正、第 19 条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止（以下「開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該請求に係る自己情報の本人、本人の法定代理人若しくは実施機関が定める者又は本人の遺族であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを当該実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、自己情報の開示等の請求をしようとする者に対し、当該請求に係る自己情報の特定に必要な情報の提供に努めなければならない。

4 実施機関は、第 1 項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、自己情報の開示等の請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に関する具体的な手続を定めたものである。

【解釈】

(第 1 項関係)

1 本項に基づく請求は、自己情報の開示等の可否の決定という行政処分を求める手続であることから、請求の事実関係を明らかにするとともに手続の正確を期するため、必要事項を記載した請求書を実施機関に提出することにより行うものとする。したがって、電話等口頭による請求は認められない。

2 請求書の様式については、施行規則第 10 条第 1 項に規定する自己情報開示等請求書（様式第 5 号。以下「請求書」という。）とする。

3 本項第 2 号に定める「請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項」については、開示等の請求の対象となる自己情報が記録されている公文書を特定し得る程度の具体的な内容の記載を必要とするものである。

4 本項第 3 号に定める「実施機関が定める事項」とは、施行規則第 10 条第 2 項において、次のとおり定めている。

- (1) 自己情報の開示等の請求年月日
- (2) 連絡先
- (3) 請求の区分
- (4) 希望する自己情報の開示等の実施方法
- (5) 法定代理人等が自己情報の開示等を請求する場合にあっては、当該開示等の請求に係る

自己情報の本人の氏名及び住所

(第2項関係)

- 1 本条に基づく開示等の請求は、原則として自己情報の本人とするが、請求者の利便性等を考慮し、代理人による請求ができることを定めたものである。
- 2 「本人の法定代理人若しくは実施機関が定める者」とは、施行規則第9条及び第10条第3項に規定する次の代理人とする。
 - (1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき
法定代理人
ただし、未成年者であっても、親にも知られたくない情報はあり得るので、判断能力を有すると認められる15歳に達した子の場合には、本人請求を原則とする。
 - (2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき
実施機関が適当と認める自ら請求を行うことができない本人から自己情報の開示等の代理権を与えられた者（ただし、偽りその他の不正な手段により当該代理権を取得したことが判明した者を除く。）
 - (3) 本人が死亡しているとき
条例第14条第4項に規定する本人の配偶者、子又は父母（ただし、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、適当と認める者については、この限りでない。）
- 3 本人等を証明するために必要な書類は、施行規則第10条第3項に規定する次に掲げる書類とする。なお、写真が貼付されていない書類にあつては、複数の書類の提示を求めて確認するよう努めるものとする。
 - (1) 本人が請求する場合
運転免許証、旅券その他これらに類するものとして市長が適当と認める書類
 - (2) 法定代理人等が請求する場合
当該法定代理人等に係る(1)に掲げる書類及び戸籍謄本、裁判所の審判書（成年被後見人）、委任状等代理人の資格を証明する書類として市長が適当と認める書類
 - (3) 遺族が請求する場合
当該遺族に係る(1)に掲げる書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類
- 4 (1)(2)の市長が適当と認める書類は、国民健康保険被保険者証、国民年金手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書、その他官公署の発行する本人確認ができる証明書とする。

(第3項関係)

本項は、開示等を求める市民の権利を保障するというこの条例の趣旨を尊重するとともに、請求者にとってわかりやすく利用しやすい制度とするため、開示等の請求に係る自己情報を特定するために必要な情報の提供を、実施機関に義務付けたものである。

(第4項関係)

本項は、開示等の請求書に「第1項に掲げた事項」が書かれていないなど、形式上の不備があると認めるときは、実施機関は、その補正をするのに必要な期間を定め、請求者に補正

を求めることができること、また、補正を求める場合において、実施機関は、本条第3項の情報など当該補正に参考となる情報を請求者に提供するよう努めなければならないことを定めている。

第 22 条 自己情報の開示等の決定等、当該開示等の決定等の期限等

第 22 条 実施機関（議会にあっては、議長。以下同じ。）は、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 前項の諾否の決定（以下「決定等」という。）は、請求があった日から起算して、開示請求にあっては 15 日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあっては 30 日以内になければならない。ただし、前条第 4 項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間をそれぞれ 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第 1 項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

5 前項の場合において、請求に係る自己情報の開示等をしない旨（自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をすること、第 17 条の規定により開示請求を拒むこと及び当該自己情報が不存在であるため開示できないことを含む。）の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

6 第 2 項に規定する期間（第 3 項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が自己情報の開示等の決定等をしないときは、請求者は、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示等の請求を受け付けた実施機関の諾否の決定及び通知に関して、その内容及び手続について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項は、自己情報の開示等の請求があったときは、当該請求に対する諾否の決定をしなければならないことを定めたものである。
- 2 「開示等の請求があったとき」とは、自己情報開示等請求書が、市民総務室情報公開担当に到達し、受け付けた日をいう。

（第 2 項関係）

- 1 本項は、開示等の請求に係る決定は迅速に行われることが望ましいことから、実施機関に対し、当該請求があった日から起算して、開示の請求にあっては 15 日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあっては 30 日以内に、開示等・非開示等の諾否の決定をすることを義務付けたものである。
- 2 「諾否の決定」とは、開示等の請求があった自己情報に第 15 条各号の非開示事項のいずれかに該当する自己情報が記録されているかどうか等を判断し、開示等・非開示

等の決定をすることをいう。

- 3 「請求があった日から起算して」とは、開示等の請求があった日を第1日として起算することをいう。また、期間の末日が市の休日（祝日、年末年始等）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日をもって満了日とする。第3項においても、同様とする。
- 4 「15日以内、30日以内」とは、諾否の決定に関する内部手続の期間を定めたものであって、請求に係る当該決定内容の通知又は通知書の到達期間までを含めたものではない。この期間は、限度を定めたものであるから、実施機関は請求があった日から決定までの期間を極力短くするように努めなければならない。
- 5 「補正に要した日数」とは、請求書の補正を求めた日から終了した日までの日数をいい、その日数は処理期間に含まないものとする。ただし、請求者が補正に応じない旨を明らかにしたときは、当該意思表示があった日以降は、補正に必要な期間とはみなさない。

(第3項関係)

- 1 本項前段は、事務処理上の困難その他正当な理由により、実施機関が前項に規定する各期間内に諾否の決定をすることができないときは、請求があった日から起算して、開示の請求にあっては30日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止請求にあっては45日を限度としてこの期間を延長することができることを定めたものである。
「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、例えば次のようなものをいう。
 - (1) 第三者情報を含むため、当該第三者の意見聴取など慎重な手続を要する場合
 - (2) 天災、事故等不測の災害の発生により、期間内に決定をすることが困難な場合
 - (3) 請求された自己情報が大量で、確認や判断に日時を要する場合
 - (4) 裁判、国等の監査等のため当該自己情報が記録されている公文書が提出され、又は貸し出されている場合
 - (5) 訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求で、事実確認等に時間を要する場合
 - (6) 年末年始等執務を行わないとき、その他合理的な理由により、期間内に決定することが困難な場合
- 2 本項後段は、実施機関が諾否の決定期間を延長したときは、当該延長の理由を請求者に通知することを義務付けたものである。
- 3 本項の通知は、施行規則第11条に規定する自己情報の開示等の決定等期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(第4項関係)

- 1 本項は、実施機関が諾否の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知することを義務付けたものである。
- 2 本項の通知は、施行規則第12条の規定により、全部開示等の場合は、自己情報開示等決定通知書（様式第7号）により行うものとする。

(第5項関係)

- 1 本項前段は、実施機関が非開示等の決定（自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をすること。第17条の規定により開示請求を拒むこと及び当該自己情報が不存在であるため開示できないことを含む。）をしたときは、請求者に対する不利益となるものであることから、決定した理由を具体的に明らかにすることを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「その理由」とは、第15条各号に該当する非開示事項のほか、決定した理由を具体的、明確に記載するものとする。
- 3 本項後段は、いわゆる「時限開示」に関する規定であり、非開示の決定をした自己情報が、一定時期の経過によって、開示ができるようになることが明らかである場合は、請求者の利益を保護するため、その時期を明記することを実施機関に義務付けたものである。
- 4 「あらかじめ明示する」とは、原則開示の趣旨に即し、非開示等決定又は部分開示等決定の根拠・理由が、将来の一定時期以降に消滅することが確実であって、その時期を明示できる場合をいう。
- 5 「その時期」とは、開示ができることになる年月日のことをいう。将来開示ができるか否かわからないもの、又は開示ができることが確実であっても、その時期が不確定なものはこれに当たらない。このことは、開示できるようになる時期を教示するものであって、請求者は、改めてその時期経過後に、開示の請求をしなければならない。
- 6 本項の通知は、施行規則第12条の規定により、次に掲げる場合の区分に応じた通知書により行うものとする。
 - (1) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合（(2)から(4)に掲げる場合を除く。） 自己情報非開示等決定通知書（様式第8号）
 - (2) 自己情報の一部の開示、訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をする旨の決定をした場合（(4)に掲げる場合を除く。） 自己情報部分開示等決定通知書（様式第9号）
 - (3) 自己情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒む場合 自己情報開示請求拒否決定通知書（様式第10号）
 - (4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が不存在のため開示しない旨の決定をした場合 自己情報不存在非開示決定通知書（様式第11号）

（第6項関係）

本項は、実施機関が第2項又は第3項に規定する期間内に自己情報の開示等の決定を行わない場合の措置として、非開示等の決定があったものとみなすことができることを定めている。したがって、請求者は、当該期間経過後においては、行政不服審査法に基づき、実施機関に対して不服申立て、又は行政事件訴訟の提起をすることができる。

第 23 条 自己情報の開示等の決定等の期限の特例

- 第 23 条 自己情報の開示等の請求に係る公文書が著しく大量であるため、請求があった日から起算して、開示請求にあつては 30 日以内に、訂正請求、削除請求又は中止請求にあつては 45 日以内にそのすべてについて自己情報の開示等の決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は、それぞれの期間を更に 15 日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を請求者に書面により通知しなければならない。
- 2 請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る自己情報については、前条第 6 項の規定は、適用しない。
 - 3 第 1 項に規定する延長後の期間内に、実施機関が自己情報の開示等の決定等をしないときは、請求者は、当該開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

【趣旨】

本条は、著しく大量の開示等の請求がされた場合に、特例としてさらに 15 日を限度として延長することができることを定めたものである。

【解釈】

(第 1 項関係)

- 1 本項は、第 22 条第 2 項で開示の請求にあつては 30 日、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては 45 日以内に、そのすべてについて開示決定等をするを規定している（ただし、請求者に補正を求めた場合にあつては、当該補正を要した日数は含まれない。）が、著しく大量の開示等の請求がされた場合にあつては、期間内にそのすべてについて開示決定等をするにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、更に 15 日を限度として延長することができることとしたものである。
- 2 本項に規定する延長の通知は、施行規則第 11 条に規定する自己情報の開示等の決定等期間延長通知書（様式第 6 号）により行うものとする。なお、この措置はあくまで特例であり、実施機関の責務として通常の期限内に決定することを基本とするものである。

(第 2 項関係)

本項は、前項に規定する延長の通知をした場合には、当該通知に係る自己情報について、期間内に自己情報の開示等の決定を行わない場合の措置として、非開示等の決定があつたものとみなすことができることを定めた第 22 条第 6 項の規定は適用しないことを定めたものである。

(第 3 項関係)

本項は、実施機関が第 1 項に規定する期間内に自己情報の開示等の決定を行わない場合の措置として、非開示等の決定があつたものとみなすことができることを定めている。したがって、請求者は、当該期間経過後においては、行政不服審査法に基づき、実施機関に対して、審査請求又は行政事件訴訟の提起をすることができる。

第 24 条 第三者に対する意見の提出の機会の付与等

第 24 条 実施機関は、自己情報の開示の決定等をする場合において、当該自己情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第 27 条第 3 項第 3 号及び第 28 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、自己情報の開示の決定をする場合において、当該自己情報に人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該自己情報について開示の決定をするときは、当該決定をする日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該決定をした旨及びその理由並びに当該開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれている場合は、当該第三者の権利利益を侵害することのないよう、事前に第三者に対する意見提出の機会を付与することや、第三者から開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

1 本項は、実施機関が開示請求の処理を行うに当たって、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれている場合には、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる旨を定めたものである（任意的意見聴取）。

2 実施機関が開示・非開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。しかしながら、第三者に関する情報が記録されている公文書といっても、例えば、当該情報がすでに公にされているものである場合、同種のケースについて非開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がないものもあるので、意見書提出の機会を与えるかどうかは実施機関の判断にゆだねているものである。

（第 2 項関係）

1 本項は、公益上の必要性から開示をする場合には、当該公文書に記録されている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあるので、適正手続の観点から、当該第三

者に意見書提出の機会を与えることを義務付けたものである（必要的意見聴取）。

- 2 当該公文書に人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する第三者の情報が含まれている場合は、本来、当該第三者の権利利益だけを見れば、非開示情報として保護されるべきものであるにもかかわらず、他の公益との関係で、開示されることになるため、第三者に意見書提出の機会を与えなければならないとしたものである。
- 3 「当該第三者」とは、公益上の理由による開示でなければ非開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る公文書の他の情報に係る第三者は含まないものである。
- 4 「公文書の表示」以外に通知すべきものについては、施行規則第 13 条第 2 項に規定する第三者意見照会書（様式第 12 号）により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。
- 5 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」とは、実施機関が第三者の所在について合理的な努力をしたにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合、例えば、行政機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合、また、第三者が死亡している場合などには、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてもよいこととしている。

（第 3 項関係）

- 1 本項は、第三者が反対意見書を提出した場合において、当該自己情報について開示決定をするときは、請求者に対する開示の実施の日時は、当該開示決定によって自己の権利利益を侵害されると主張する第三者が開示決定取消しを求める審査請求及び行政事件訴訟を提起することができ、開示決定処分執行停止を求めることができることから、これに要する期間として少なくとも 2 週間の期間をおくことを定めたものである。
- 2 この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、施行規則第 13 条第 3 項に規定する第三者に関する情報が含まれている自己情報の開示決定に係る通知書（様式第 13 号）により行うものとする。

第 25 条 開示等の実施

- 第 25 条 実施機関は、第 22 条第 1 項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第 3 項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し、当該自己情報の開示等をしなければならない。
- 2 自己情報の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、実施機関が定める方法により行うものとする。
 - 3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。
 - 4 実施機関は、第 1 項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用若しくは外部提供の中止をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を請求者に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示等をする旨の決定をした場合における開示等の実施方法等について定めたものである。

【解釈】

(第 1 項関係)

- 1 本項は、実施機関が自己情報の開示等をする旨の決定（部分開示等の決定を含む。）をしたときは、第 24 条第 3 項に規定する第三者が当該自己情報の開示に反対の意思を表示した場合を除き、速やかに、当該自己情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならないことを義務付けたものである。
- 2 自己情報の開示については、実施機関の定める日時及び場所において本人又は代理人であることを確認の上、原則として、関係職員立ち会いの下に行う。

(第 2 項関係)

- 1 本項は、自己情報を開示する場合は、原則として、当該自己情報が記録されている公文書の原本を閲覧に供し、又はその原本の写しを交付することによって行うことを定めたものである。
- 2 自己情報の開示については、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録については、情報化の進展状況等を勘案して開示方法を適宜見直すことができるように、実施機関がその種別ごとに規則により定める方法により行うものとする。

【施行規則第 14 条 自己情報の開示の実施方法等】

条例第 25 条第 2 項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ 当該録音テープの当該自己情報にかかる部分を専用機器により再生したものの聴取又は当該部分を録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ 当該ビデオテープの当該自己情報にかかる部分を専用機器により

再生したものの視聴又は当該部分をビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

イ 当該電磁的記録をフロッピーディスク又は光ディスク（CD-R）に複製したものの交付

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(第3項関係)

本項は、第2項の例外として、原本を複製したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができることを明らかにしたものであり、次のような場合がある。

- (1) 長期保存の文書等を開示する場合で、その保存状態からみて、原本を開示すると汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (2) 部分開示をする場合で、非開示とする部分を除いて開示するため、原本により難しいとき。
- (3) 台帳等日常業務に利用している自己情報を開示する場合で、原本を開示すると業務に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 歴史的・文化的価値のある公文書等で、慎重な取扱いを要するとき。
- (5) 原本が貸出中、使用中等であるため、原本で対応できないとき。
- (6) 他の公文書等と共に1つの簿冊に製本されており、取外しが困難なとき。

(第4項関係)

- 1 本項は、実施機関に対し、自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに請求者に通知することを義務付けたものである。
- 2 本項の通知は、施行規則第14条第4項に規定する自己情報訂正等通知書（様式第14号）により行うものとする。

第 25 条の 2 情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知

第 25 条の 2 実施機関は、前条第 1 項の規定により自己情報の訂正をし、当該自己情報が情報提供等記録に記録されている場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び当該自己情報に係る番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣旨】

本条は、前条第 1 項の規定により情報提供等記録に記録されている自己情報の訂正をした場合の措置について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、情報提供等記録に記録されている自己情報の訂正をしたときは、遅延なく、総務大臣及び当該自己情報に係る番号利用法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し、通知することを定めたものである。
- 2 情報提供等記録を訂正する場合については、情報照会者である場合は情報提供者及び総務大臣に、情報提供者である場合は情報照会者及び総務大臣に書面により通知する必要がある。

第3節 救済手続及び救済機関

第26条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第26条 自己情報の開示等の決定等又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に係る行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求については、同法第9条第1項本文の規定その他の審理員による審理手続に関する規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示等の決定等又は自己情報の開示等の請求に係る不作為について、（改正）行政不服審査法に基づく審査請求があった場合には、同法に規定する審理員による審理手続は要しないことについて定めたものである。

【解釈】

- 1 平成28年4月1日施行となる（改正）行政不服審査法においては、その特色の第1に公平性の向上があげられ、具体的には（ア）審理員制度の導入、（イ）第三者機関への諮問手続の導入、（ウ）審理手続における審査請求人の権利拡充などの制度改正がなされたこと。また第2に、利便性（使いやすさ）の向上として、（ア）原則「審査請求」手続への一元化、（イ）審査請求期間の延長、（ウ）前置制度の縮小があげられるものである。
- 2 本条は、（改正）行政不服審査法第9条第1項の審理員の規定における「ただし、……条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合…は、この限りでない。」の規定を受けて、平成28年3月市議会における条例の一部改正において盛り込まれた規定である。
- 3 この「審理員による審理手続に関する規定の適用除外」は、国の行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律においても同様に、適用除外が図られているものである。

第 27 条 審査請求があった場合の手続

第 27 条 実施機関（水道事業管理者及び消防長を除く。以下この条において同じ。）は、前条の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、吹田市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求に係る開示の決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 2 実施機関は、前項の規定による諮問をするときは、当該審査請求に対する弁明書の写しを添付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、当該審査請求に対する弁明書の写しを添えて、当該諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る自己情報の開示の決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、自己情報の開示等の決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があった場合には、実施機関は審査会に諮問しなければならないこと及びその諮問時の事務手続について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のあるものは、行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができるが、この条例に基づく自己情報の開示等の請求に対する決定等はこの「処分」に当たるものと考えられ、本条は、開示等を拒否されたものは同法に基づいて開示等を拒否した実施機関に審査請求ができることを定めている。
- 2 審査会への諮問に対し、実施機関から「（水道事業管理者及び消防長を除く。）」とされているのは、審査請求においてその処分庁が水道事業管理者や消防長の場合、これら処分庁は市長の補助機関として位置付けされるものなので、その上級庁たる市長に対する審査請求となるためである。
- 3 行政庁の処分等に不服のあるものは、行政不服審査法による手続のほかに、行政事件訴訟法により、裁判所に対して訴訟を提起することができる。訴訟と審査請求のいずれによるかは、その当事者の選択に委ねられており、また、審査請求を行った後に訴訟を提起することも可能である。
- 4 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内、訴訟は同じく 6 箇月以内に提起されなければならないが（改正）行政不服審査法第 18 条、行政事件訴訟

法第14条)、部分開示等の決定の場合は、当該自己情報が記録されている公文書の開示後であれば処分内容を知ることができないので、開示した日の翌日から、審査請求又は出訴期間が起算されることになる。

5 「裁決」とは、審査請求に対する審査庁（市長）の裁断行為をいう。

6 次の各号のいずれかに該当する場合には、実施機関は、審査会に諮問しないことを定めたものである。

(1) 第1号関係

本号は、実施機関に対して審査請求があった場合、当該審査請求が明らかに不適法であるときは、当該審査請求を却下することができることを定めている。「不適法である」とは、次に掲げる場合等をいい、それが明らかになったときは、審査会に諮問しないこととするものである。

- ① 審査請求が法定の期間（3箇月以内）経過後になされたものである場合
- ② 審査請求の対象とされた処分が存在しない場合
- ③ 審査請求をする資格がないものからなされた場合
- ④ 審査請求書の記載事項が不備なため補正を命じたにもかかわらず、これに応じなかった場合

(2) 第2号関係

本号は、審査請求があった後、実施機関が自らの判断で審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更して全部開示等をする旨の決定等を行う場合は、審査会に諮問する必要がないことを定めたものである。ただし、第三者から開示に対する反対意見書が提出されている場合は、第三者保護の観点から必ず審査会に諮問しなければならないこととしている。

(第2項関係)

本項は、審査会に諮問をするときは、実施機関は当該審査請求の訴えに対しての弁明書（処分決定に至った理由説明書）の写しを添付すべきことを定めたものである。

(第3項関係)

本項は、実施機関においては各号の者に、審査請求を受けたその後の事務手続の進行として、審査会への諮問を行ったことの通知を義務付けているものである。

第 28 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第 28 条 第 24 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 自己情報の開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、審査請求が提起されている場合において、開示に反対の意見を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意思に反して開示する旨の裁決をするときは、第 24 条第 3 項の規定を準用して、当該第三者に争訟の機会を保障するための手続を定めたものである。

【解釈】

- 1 本条第 1 号は、第三者に関する自己情報の開示決定に対し、当該第三者からの審査請求が提起されたが、当該審査請求が却下又は棄却され、結果として当該自己情報が開示されることとなる場合において、第 24 条第 3 項を準用し、審査請求に対する裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、当該裁決後直ちに、第三者である審査請求人及び参加人に対し、開示をする裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- 2 本条第 2 号は、第三者に関する自己情報を非公開とする旨の決定（第三者に関する自己情報の部分を非公開とする部分公開決定を含む。）に対し自己情報の開示請求者から審査請求が提起された結果、当該決定内容が変更され、当該自己情報が開示されることとなる場合においても、第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対意見書を提出しているときは、第 24 条第 3 項の規定を準用し、開示する旨の裁決をした日と開示を実施する日の間に少なくとも 2 週間の期間を置くとともに、当該開示裁決後直ちに、当該参加人に対し、開示をする裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないことを定めたものである。
- 3 本条第 1 号に該当する場合にあっては、審査請求人又は参加人に関する情報が含まれている自己情報の開示実施日等通知書（様式第 16 号）により、第 2 号に該当する場合にあっては、審査請求人又は参加人に関する情報が含まれている自己情報の開示決定に係る通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

第 29 条 審査会の所掌事務

第 29 条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するものとする。

- (1) 審査請求に対する裁決
- (2) 第 41 条第 5 項の規定による助言を求められた実施機関の当該助言

【趣旨】

本条は、情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、審査会が、個人情報保護条例に基づく実施機関の諮問に応じて、次に掲げる場合について調査審議し、答申することを定めたものである。
 - (1) 第 26 条に規定する自己情報の開示等の決定等に対して、行政不服審査法による審査請求があった場合
 - (2) 第 41 条第 3 項に規定する出資法人等が自己情報の開示等の申出に対してなした回答に対し、審査請求があり、この件について当該出資法人等から助言を求められた実施機関が、第 41 条第 6 項の規定に基づき審査会の意見を聴く場合
- 2 審査会は、法的には地方自治法上の市長の附属機関として位置付けられるものである。統一的判断の確保という観点から、これを一元的に設置することとし、各実施機関がこれに対してそれぞれ諮問することになる。
- 3 審査会の設置並びに組織及び運営に関する基本的事項については、別途「吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例」により定めている。

第30条 審査会の調査権限

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、諮問に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている公文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、諮問に係る公文書に記録されている自己情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 実施機関は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）にその意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会がより公正な審議を確保するため必要な調査権限について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

本項は、審査会は、諮問した実施機関に対して、審査請求に係る公文書の提示を求める権限を有すること、及び審査会に提示されている公文書については、何人も審査会に対して公開を求めることができないことを定めている（インカメラ審理）。

（第2項関係）

本項は、諮問に係る公文書の量が多く、あるいは複数の非開示情報が複雑に関係するような事件などについて、争点を明確にして審議を促進するため、審査会が必要と認めるときは、審査会の指定する方法で、当該公文書に記録されている情報の内容を分類し又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）を作成し提出するよう求めることができることを定めたものである。

（第3項関係）

本項は、第1項に定める審査請求に係る公文書の提示及び第2項に定める分類し又は整理した資料の提出を審査会から求められたときは、実施機関はこれを拒むことはできないことを定めたものである。

（第4項関係）

本項は、第1項・第2項に定めるもののほか、審査請求人等に対し意見書や資料等の提出をさせること、適当と認める者に意見陳述を求めること、その他当該事案に係る必要な調査を行うことなど、審査会の権限について定めたものである。

第 31 条 意見の陳述

- 第 31 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該審査請求人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。
 - 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
 - 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
 - 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、質問を発することができる。

【趣旨】

本条は、(改正) 行政不服審査法に基づき、審査会における審査請求人等の口頭での意見陳述について定めたものである。

【解釈】

(第 1 項関係)

本項は、審査請求人等から口頭による意見陳述を行いたい旨の申し出があった場合には、審査会が特に必要がないと認める場合を除き、当該審査請求人等に口頭での意見陳述の機会を与えなければならないことを定めている。

(第 2 項関係)

本項は、(改正) 行政不服審査法第 31 条第 2 項の規定のもと、口頭意見陳述においては処分庁の実施機関職員も含んだ、全ての審理関係人を招集してさせるものとする旨の規定により行うものである。

(第 3 項関係)

- 1 本項は、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、口頭意見陳述の際に補佐人と共に出頭することができることを定めている。なお、補佐人と共に出頭し得るのは、「審査請求人又は参加人」であり、諮問した実施機関はその職員に口頭意見陳述を行わせることができるので、補佐人に関する規定は設けていないものである。
- 2 「補佐人」とは、専門的知識をもって、審査請求人や参加人を援助することができる第三者のことをいう。補佐人と代理人の相違は、代理人が単独で審査請求人のための一切の行為をすることができるのに対し、補佐人は審査請求人等と共に出頭しない限り何もすることができない点にある。

(第 4 項関係)

本項は、全ての審査請求人等が一同に会する口頭意見陳述の場においては、審査請求人の

主張される意見を中心に進行されていくこととなるが、審査会としては処分事件に関係のない事項にわたる場合及びその他相当でない場合に話が進んだ場合は、秩序維持からも審査会はこれを制限することができる旨を定めたものである。

(第5項関係)

本項は、(改正)行政不服審査法第31条第5項の規定のもと、口頭意見陳述において審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、実施機関に対して、直接に質問を発することができる旨を規定しているものである。

第 32 条 意見書等の提出

第 32 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査請求人等から審査会に対する意見書又は資料の提出について定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、第 30 条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、審査請求人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定である。
- 2 「意見書」は、事件についての審査請求人等の意見を記録した文書、「資料」は、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。
- 3 意見書又は資料の提出時期については、原則として時期の期限はないが、審査がほぼ終了した段階で重要な意見又は資料が出されたため、最初から論議をやり直す必要が生じたりすること等を避けるため、審査会の判断で意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めることとしている。
- 4 「相当の期間」とは、審査請求人等が、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と認められる期間をいう。

第 33 条 委員による調査手続

第 33 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 第 30 条第 1 項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をすること。
- (2) 第 30 条第 4 項に規定する必要な調査をすること。
- (3) 口頭意見陳述を聴くこと。
- (4) その他諮問に係る必要な事項

【趣旨】

本条は、審査会が審査請求の調査審議を行う上で必要と認めるときは、審査会が指名する委員に、調査手続の一部を行わせることができることを定めたものである。

【解釈】

本条は、審査会の効率的な審査を確保するために必要があると認めるときは、審査会は、次に掲げる行為について、担当委員を指名して行わせることができることを定めたものである。

- (1) 第 30 条第 1 項前段の規定により提示された公文書について閲覧（当該公文書が電磁的記録である場合にあつては、第 25 条第 2 項と同様の方法を含む。）をすること。
- (2) 第 30 条第 4 項の規定による必要な調査をすること。
- (3) 第 31 条第 1 項本文に規定する審査請求人等の意見陳述を聴くこと。
- (4) 答申案の起草その他諮問に係る必要な事項

第 34 条 提出意見書等の閲覧等

第 34 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関が定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、審査請求人等が審査会に対して、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧等を求めることができることを定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

1 本項は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関が、審査会に対して、適切な反論・意見表明（より実効的な意見の表明）ができるように、他の当事者から審査会に提出された意見書や資料について、閲覧又は写しの交付（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、第 25 条第 2 項と同様の方法）を求めることができることを定めたものである。

2 審査請求人等が、本項により閲覧等を求めるときは、審査会に、施行規則第 18 条第 1 項に規定する提出意見書等閲覧等請求書（様式第 18 号）を提出するものとする。

3 審査会は、審査請求人等から提出意見書等の閲覧等の求めがあったときは、速やかに閲覧等の諾否を決定し、施行規則第 18 条第 2 項に規定する次の各様式により当該不服申立人等に対し通知しなければならない。

(1) 当該請求の全部の閲覧等を承諾するとき 提出意見書等閲覧等承諾通知書

(様式第 19 号)

(2) 当該請求の一部の閲覧等を承諾するとき 提出意見書等閲覧等一部承諾通知書

(様式第 20 号)

(3) 当該請求の全部の閲覧等を拒むとき 提出意見書等閲覧等拒否通知書

(様式第 21 号)

4 「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき」とは、第三者のプライバシーを侵害したり、営業上の正当な権利利益を侵害したりするおそれがある場合をいう。

5 「その他正当な理由があるとき」とは、行政の事務の執行に著しい支障を及ぼす場合のほか、審査会に提出された意見書等を閲覧させることにより、当該意見書等から非開示とした自己情報の全部又は一部の内容が推測されるときなど、客観的に見て閲覧等を拒むことに合理的理由がある場合をいう。

ただし、閲覧等については、その対象になった意見書等に一部でも開示できない部分があれば全部の閲覧等を拒否し得るわけではなく、閲覧可能な部分を分離し開示しなければならないのが原則である。

（第 2 項関係）

本項は、審査会に提出された意見書等について閲覧等の求めがあった場合、当該閲覧等の諾否の判定に要する期間等を考慮して、閲覧等の日時・場所を指定することができることを定めたものである。

第 35 条 調査審議手続の非公開

第 35 条 審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続の非公開について定めたものである。

【解釈】

審査会の調査審議は、審査請求があった場合に、個人情報の開示・非開示、訂正、削除、中止等の適否に関して行われるものであるため、個人のプライバシーに関する情報、法人等の営業秘密に関する情報等が審査過程で現れるのが通常であり、また、行政上の秘密に属するようなことについても審議の中で説明されることもあるなど、公開になじまないものであるため、非公開とすることを明確にしたものである。

なお、審査会の説明責任については、答申の内容の公表を通じて担保されるものである。

第 35 条の 2 調査審議手続の終結

第 35 条の 2 審査会は、審査請求に係る調査審議の手続を終結したときは、速やかに、審査請求人等に対し、その旨を通知するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が行う審査請求に係る調査審議の終結時における通知について定めたものである。

【解釈】

審査会の調査審議は、審査請求の請求申出があつて以降、場合によっては長い時間を要して審議されることもあり、また第 27 条第 3 項における諮問通知と相対する通知として、審査請求人等に対し審査会での調査審議の終結時にも通知をするべきものとする旨の規定をおくものである。

第 36 条 答申書の写しの送付等

第 36 条 審査会は、審査請求に係る答申書を作成したときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査会が行った答申の写しを、審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申内容を公表することについて定めたものである。

【解釈】

- 1 審査請求人等のうち、審査会に諮問をした実施機関には答申が提出されるので、本条では、審査請求人及び参加人にも審査会答申の内容がわかるように、答申書の写しの送付義務を定めている。
- 2 公表の対象を、答申書自体ではなく「答申の内容」としたのは、答申書の中に、審査請求人や参加人の氏名・住所等、公表することが不適当なものが含まれている場合があることからである。

第 36 条の 2 裁決

第 36 条の 2 実施機関は、審査請求に係る諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が審査会よりの審査請求の諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく裁決を行うことについて定めたものである。

【解釈】

実施機関は、審査請求に対する裁決（審査庁の裁断行為）を行う場合、審査会の答申に法的に拘束されるものではないが、審査会設置の趣旨からしても審査会の答申を最大限に尊重しなければならない。そしてまた、実施機関は遅滞なく裁決しなければならない旨を定めたものである。

第 37 条 個人情報苦情処理委員

- 第 37 条 個人情報の取扱いに関する苦情の申出（以下この条において「苦情の申出」という。）について、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を行うため、本市に、吹田市個人情報苦情処理委員（以下この条において「苦情処理委員」という。）を置く。
- 2 苦情処理委員は、苦情の申出があった場合において、必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、説明又は資料の提出を求め、個人情報の保護に関し是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - 3 苦情処理委員は、毎年度 1 回、苦情の申出の処理状況等について、市長に報告しなければならない。
 - 4 苦情処理委員は、2 人以内とする。
 - 5 苦情処理委員は、個人情報の保護に関し知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 8 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、個人情報の取扱いに関する苦情について、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を図るため、個人情報苦情処理委員の設置並びに組織及び運営に関する基本的事項について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

本項は、個人情報の取扱いに関する苦情について、市民が気軽に苦情相談ができ、公正かつ中立的な立場で簡易迅速な処理を図ることができるように、個人情報苦情処理委員を設置することを定めたものである。

高度情報化社会の一層の発展に伴い、個人情報保護に関するトラブルは、今後多くなっていくものと考えられる。実施機関の処理や対応に対しての市民の苦情や要望、さらに民間の事業者等に対する苦情などの相談に委員が直接対応し、簡易迅速かつ弾力的に処理していくために、個人情報苦情処理委員を設けたものである。

（第 2 項関係）

- 1 本項は、市民からの苦情の申出に関して、苦情処理委員が必要があると認めるときは、実施機関、事業者等に対し、説明又は資料の提出を求め、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置をとるよう勧告することができること、すなわち市長から独立して条例に基づく職務の執行ができることを規定したものである。

苦情処理委員は、苦情の申出を受けたのち中立的立場から原因を究明し、個人情報保護に必要な是正措置を勧告することができることから、一種のオンブズマン制度と考えることができる。

- 2 勧告することができる対象となる行為は、実施機関、事業者等を問わない。実施機関は苦

情処理委員から勧告があった場合、その趣旨を踏まえ対応しなければならない。

- 3 勧告の対象には、条例の違反行為のほか、条例の趣旨に照らし疑義のあるものも含まれる。
- 4 苦情処理委員は、独任性の機関であることから、各委員はそれぞれの判断で職務を執行することになるが、次のような場合には苦情処理委員相互の連絡会議（苦情処理委員会議）を開催することができるものとする。
 - (1) 重要案件の処理に関して、他の委員から意見を聴く必要があると認めるとき。
 - (2) 類似案件の処理に関して、相互の意見調整を図る必要があると認めるとき。
 - (3) その他職務の執行に関して、必要があると認めるとき。
- 5 苦情処理委員は、苦情の申出に係る事案が第 29 条に規定する審査会に諮問されている場合等には、当該事案の取扱いについて同審査会と協議することができる。
- 6 苦情相談の申出の方法は、書面でも口頭でもよく、その形式は問わないものとする。また、その申出者に制限はない。
- 7 「事業者等」とは、苦情相談の対象とされる事業者及び事業者以外のものをいい、個人も含まれる。

(第 3 項関係)

- 1 本項は、苦情処理委員が、毎年度 1 回、苦情の申出の処理状況等について、市長に報告しなければならないことを定めたものである。
- 2 市長への報告については、次に掲げる事項とする。
 - (1) 苦情相談件数
 - (2) 苦情相談処理状況
 - (3) その他必要な事項

(第 4 項関係)

本項は、苦情処理委員について、2 人以内の委員が委嘱されることを定めたものである。

(第 5 項関係)

本項は、苦情処理委員について、個人情報の保護に関し知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱することを定めたものである。

(第 6 項・第 7 項関係)

本項は、苦情処理委員の任期を 2 年とし、再任を妨げないこと、及び任期途中で退任した委員の任期について、前任者の残任期間とすることを定めたものである。

(第 8 項関係)

本項は、苦情処理委員が、苦情の処理に当たって個人の秘密やその他の個人情報を取り扱うことになることから、職務上知り得た秘密について守秘義務を負うこと、また、その職を退いた後も同様とすることを定めたものである。

第3章 個人情報保護審議会

第38条 個人情報保護審議会

第38条 本市に、市長の附属機関として、審議会を置く。

- 2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項を調査審議し、答申するものとする。
- 3 審議会は、個人情報の保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員11人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験者、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、個人情報保護審議会の設置並びに組織及び運営に関する基本的事項について定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

本項は、この条例の趣旨・目的に沿って、個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営を推進するため、市長の附属機関としての審議会を設置することを定めたものである。

(第2項関係)

本項は、審議会として、個人情報の保護に関する次に掲げる事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議を行い、答申することを定めたものである。

- (1) 個人の人格的利益を守るために取扱いを行ってはならない個人情報について、事務又は事業の執行上不可欠であるため取り扱うことの可否について（第6条第2項）。
- (2) 公益上特に必要があるとき本人以外から個人情報を収集することの可否について（第7条第1項第5号）。
- (3) 緊急、かつ、やむを得ないとき又は公益上特に必要があるとき本人以外から個人情報を収集した場合に、本人への通知の必要の可否について（第7条第2項）。
- (4) 公益上特に必要があるとき目的外利用及び外部提供することの可否について（第8条第1項第6号）。
- (5) 緊急、かつ、やむを得ないとき、事務若しくは事業の執行又は市民の福祉の向上のため並びに公益上特に必要があるとき目的外利用及び外部提供をした場合に、本人への通知の必要の可否について（第8条第2項）。
- (6) 電子計算機を利用して新たに個人情報を処理することの可否について（第12条第1項）。
- (7) 公益上特に必要があるとき実施機関以外のものと電子計算機を結合することの可否について（第13条第2項）。

- (8) 開示請求ができる当該死者の遺族（本人の配偶者、子又は父母）以外の者が開示請求することの可否について（第14条第4項）。
- (9) 公益上特に必要があるとき自己情報の開示をしないとするものの可否について（第15条第5号）。
- (10) 事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正である場合に、指導、勧告し、これに従わないときに公表することの可否について（第40条第2項）。
- (11) その他個人情報保護制度に関する基本的事項又は重要事項

（第3項関係）

本項は、審議会は、第2項に定める事項以外に、実施機関よりの報告事項その他の個人情報の保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることを定めたものである。

（第4項関係）

本項は、審議会が、11人以内の委員により組織されることを定めたものである。

（第5項関係）

本項は、審議会委員は、学識経験者、事業者、市民及び市内の公共的団体の代表者のうちから市長が委嘱することを定めており、その内訳は、吹田市個人情報保護審議会規則第2条の規定により、次のように定めている。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 事業者 1人以内
- (3) 市民 2人以内
- (4) 市内の公共的団体の代表者 5人以内

（第6項・第7項関係）

本項は、審議会委員の任期は2年とし、再任を妨げないこと、及び任期の途中で退任した補欠委員の任期は、前任者の残任期間とすることを定めたものである。

（第8項関係）

本項は、審議会において個人情報に関する審議が行われる場合もあることから、審議会委員の守秘義務について定めたものである。

（第9項関係）

本項は、この審議会が、市長の附属機関として設置されたものであることから、その組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めることとしたものである。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

第39条 説明又は資料の提出の要求

第39条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認める場合に、市長は、当該事業者に対して説明又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあり、市民の基本的人権を侵害する行為をしていると認められる場合は、市長が事実調査手続として、事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。
- 2 「個人情報を不適正に取り扱っている」とは、個人情報を違法・不正な手段により収集し、適正な管理を怠り、又は正当な理由なく目的外に利用ないしは外部に提供することにより、個人の権利利益に侵害を与えている場合をいい、具体的には、個別の事案ごとに、取り扱われている個人情報の種類、内容、個人の権利利益の侵害の程度等を勘案して判断されるものである。
- 3 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、個人情報を不適正に取り扱っている疑いがある場合に、事業者の事業活動の自由に配慮しつつ、その事実が一般に理解し得る程度に明らかにするために必要な範囲をいう。したがって、当該個人情報の取扱いに関連のない事項まで説明又は資料の提出の要求をすることはできない。
- 4 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、単に協力要請にとどまらず、市長が条例に基づいて説明又は資料の提出を求めることができることを明らかにしたものである。

第40条 事業者に対する指導、勧告等

第40条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止の指導をし、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を陳述する機会を与え、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、市長が当該事業者に対し、その取扱いの是正又は中止を勧告することができ、勧告に従わないときは審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができることを定めたものである。

【解釈】

(第1項関係)

- 1 本項は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときに、市長が当該事業者に対し、その取扱いの是正又は中止を勧告することができることを定めたものである。
- 2 「個人情報の取扱いが著しく不適正である」とは、事業者の個人情報の著しく不適正な取扱いにより、個人の権利利益に重大な侵害を与える事態が生じ、又は生じるおそれがあり看過できない場合をいう。
- 3 「指導」とは、相手方に将来においてすべきこと又はすべきでないことを指示し、相手方を一定の方向に導くことをいう。
- 4 「勧告」とは、ある事柄を申し出て、その申し出に沿うよう相手方の処置を勧め、又は促すことをいう。

(第2項関係)

- 1 本項は、前項に規定する勧告を実効あるものにしていくために、事業者が勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができることを定めたものである。
- 2 「勧告に従わないとき」とは、勧告に従わない意思が明白である場合、合理的な期間内に必要な是正措置を講じない場合等をいい、勧告書の不受理、不回答も含まれる。
- 3 「当該事業者に意見を陳述する機会を与え(る)」とは、公表することにより社会的信用を失うなど、付随的に事実上の不利益を与えることになるので、事業者に意見を陳述する機会を与えることにより、適正手続を保障するものである。
- 4 「公表」とは、違反の事実を市民に情報提供することにより、市民に注意を喚起するとともに、事業者に社会的な制裁を課し、条例の実効性を担保していこうとするものである。施行規則第21条の規定により、事実の公表は、事業者の住所、代表者、違反事実の内容等を、市の広報紙への掲載や市民総務室情報公開担当の行政資料閲覧コーナーでの閲覧等の方法により行うものとする。
- 5 市長は、公表について慎重を期するため、あらかじめ公表の必要性について客観的、かつ公平に判断するため、審議会の意見を聴かなければならない。

第 41 条 出資法人等の個人情報の保護

第 41 条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの（以下この条において「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に努めなければならない。

- 2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 出資法人等で実施機関が指定するものは、この条例の趣旨にのっとり、その管理する文書、図画及び写真並びに電磁的記録に含まれる自己情報の開示等について、自己情報の開示等の申出の受付、自己情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による指定をした出資法人等に対し、同項の規定による定め、整備、当該定め、適正な運用その他必要な事項の指導をしなければならない。
- 5 第 3 項の規定による指定を受けた出資法人等は、自己情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができる。
- 6 前項の規定による助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くことができる。

【趣旨】

本条は、市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるものについては、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、実施機関が指定するものについては、個人情報の開示等の手続等について必要な措置を講じることが定められている。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 出資法人等は、市とは独立した法人あるいは団体であり、この条例により実施機関に加えることは困難であるが、市の出資その他財政上の援助は公金で賄われており、また、公共性が強く市民生活との関わりが深い団体も少なくない。更に、その運営については市の行政と密接な関係にあるので、本項では、これらの出資法人等に対し、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に努めなければならないことを定めたものである。
- 2 「市が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの」は、施行規則第 22 条において、「市が基本金その他これに準ずるもの（以下この項において「基本金等」という。）の 2 分の 1 以上の額を出資している法人、市が基本金等の 4 分の 1 以上の額を出資している法人で市が出資している基本金等の額が最も高く、かつ、市の事務又は事業と密接な関係を有し、その運営又は事業の実施について市が特に調整又は指導をする必要があるものその他市長が指定する法人」と定めている。

（第 2 項関係）

- 1 本項は、出資法人等の管理する個人情報の適正な取扱いが図られるよう必要な措置を講じることが、実施機関に義務付けたものである。

- 2 「個人情報の保護が図られるよう必要な措置」とは、出資法人等の理事会、評議員会あるいは補助金などの交付時など、適時、条例等の趣旨を説明し、個人情報保護制度についての理解を促進すること、及び出資団体等の職員に対して個人情報保護制度についての研修を行い、制度導入に向けた準備を支援することなどが考えられる。

(第3項関係)

- 1 本項は、出資法人等で実施機関が指定するものについて、この条例の趣旨にのっとり、自己情報の開示等の申出手続、その他必要な事項を定め、その適正な運用に努めなければならないことを定めたものである。
- 2 指定に当たっては、次の項目について市民総務室情報公開担当に連絡し、当情報公開担当が施行規則第22条第2項により、速やかに告示しなければならない。なお、告示した事項に変更があった場合も、同様とする。
 - (1) 出資法人等の名称
 - (2) 出資法人等の所在地
 - (3) 出資法人等を所管する室課所

(第4項関係)

- 1 本項は、指定した出資法人等に対し、実施機関は、別に定める「出資法人等の個人情報保護に関するモデル規程」に準拠した規程の整備、当該規程の適正な運用その他必要な指導等を行しなければならないことを定めたものである。
- 2 実施機関は、「出資法人等の個人情報保護に関するモデル規程」に準拠した規程の整備に当たっては、当該指定法人等の性格も考慮の上、適正な規程が整備されるよう指導することとする。

(第5項関係)

本項は、出資法人等は、自己情報の開示等の申出に係る回答に対して異議の申出があったときは、当該指定をした実施機関に対し、助言を求めることができることを定めたものである。

(第6項関係)

本項は、出資法人等から助言を求められた実施機関は、必要があると認めるときは審査会の意見を聴くことができることを定めたものである。

第5章 雑則

第42条 手数料等

第42条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者は、公文書（第25条第3項に規定する複写したものを含む。）の写しの交付（同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。）により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 審査請求人又は参加人は、第34条第1項の規定による資料の写しの交付（同項に規定する実施機関が定める方法を含む。次項において同じ。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
- 4 第34条第1項の規定による資料の写しの交付が行政不服審査法第38条第1項の規定による提出書類の写し等の交付に該当する場合における同条第4項に規定する手数料の額は、第1項及び前項の規定により算出した額の合計額とする。

【趣旨】

本条は、自己情報の開示等に係る手数料並びに写しの作成及び送付に要する費用の負担について定めたものである。

【解釈】

（第1項関係）

本項は、この条例の趣旨・目的に照らし、自己情報の開示等に係る手数料については、無料とすることを定めたものである。

（第2項関係）

- 1 本項は、開示請求者が、公文書（第25条第3項に規定する複写したものを含む。）の写しの交付（同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む。）により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。
- 2 「写しの作成に要する費用」については、施行規則第23条第1項の規定による別表（次ページ参照）に定めるとおりとする。また、業者委託による複写の場合は委託に要した費用とする。費用の徴収は、現金徴収を原則とする。
- 3 写しの作成及び送付に要する費用については、前納とする。
- 4 「第25条第3項に規定する複写したものを含む」とは、「自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。」とされているその複写したものの写しの交付のことである。また、「同条第2項に規定する実施機関が定める方法を含む」とは、電磁的記録について施行規則第14条に規定する方法を含むことである。

（第3項関係）

- 1 本項は、審査請求人又は参加人が、審査会に対し、審査会に提出された資料の写しの交付

を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。

- 2 写しの作成及び送付に要する費用については、第2項に準ずるものとする。
- 3 「同項に規定する実施機関が定める方法を含む」とは、審査会に提出された資料が電磁的記録である場合について施行規則第14条に規定する方法を含むということである

(第4項関係)

本項は、審査会における審査会に提出された意見書や資料の閲覧又は写しの交付を求められた場合の手数料の額として、第42条第1項及び第3項の規定により算出した額の合計額とすることを明記しているものである。

別表

公文書の種類	写しの作成の方法	規格	費用の額
文書、図画及び写真	乾式複写機による作成	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 50円
電磁的記録	録音カセットテープへの複写による作成	記録時間 120分	1巻につき 150円
	ビデオカセットテープへの複写による作成	記録時間 120分	1巻につき 250円
	フロッピーディスクへの複写による作成	3.5インチ	1枚につき 30円
		3.5インチ	1枚につき 30円
	CD-Rへの複写による作成	650メガバイト	1枚につき 100円
DVD-Rへの複写による作成	4.7ギガバイト	1枚につき 100円	

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚として計算する。
- 2 公文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付をする場合は、日本工業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。

第43条 国等との協力

第43条 市長は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に協力を要請し、又は国等の協力の要請に応ずるものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報の保護を図るため必要があるときは、市長は、国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人）に対し、協力の要請をすること及び協力要請に応ずることを定めるものである。

【解釈】

1 本条は、個人情報保護施策をその趣旨に沿って実施していくために、国等との関係や、市域を越える事業者の事業活動などについても、個人情報保護施策の対象としなければならない。そのためには、国等の協力を得て、総合的な施策として実施していく必要がある。

本条は、そうした観点から国等に対し、必要に応じて個人情報の保護を図るための適切な措置をとるよう要請する旨を定めるものである。

2 「協力を要請し」とは、国に対しては事業者に対する関係省庁による行政指導等を、他の地方公共団体等に対しては当該地方公共団体等の区域内に事務所を有する事業者に関する調査、情報提供の依頼を要請すること等をいう。

また、住民基本台帳ネットワークのように、法令等の規定に基づき提供される情報や、審議会の諮問を経て提供される情報が、予定された目的以外に利用されるなど、市民の権利利益が侵害される状況が生じたときは、その事実関係等について調査し、報告することを求め、あわせて必要な措置をとるよう要請することも可能である。

3 「国等の協力の要請に応ずる」とは、国等から協力を要請された場合は、その要請に応えることを指している。

第 44 条 他の制度との調整

第 44 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく統計の作成を目的として集め、又は提供を受けた個人情報
 - (2) 図書館その他の図書、資料、刊行物等（以下この号において「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、その目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報
- 2 第 14 条から第 36 条までの規定は、実施機関が統計の作成を目的として集めた個人情報については、適用しない。
- 3 自己情報の開示、訂正又は削除について法令等（吹田市情報公開条例（平成 14 年吹田市条例第 10 号）を除く。）に定めがあるときは、その定めるところによる。

【趣旨】

本条は、この条例の適用を受けない個人情報について定めるとともに、法令又は他の条例に個人情報の閲覧、縦覧、写しの交付、訂正等に関する定めがある場合の調整について定めたものである。

【解釈】

（第 1 項関係）

- 1 本項第 1 号は、統計法の規定により所要の措置を講じることとされている統計調査に係る個人情報との調整について規定したものである。
統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、統計処理され、個人情報が識別されない形で使用されることが前提とされていること、また、目的外使用の制限その他統計調査の秘密保護などのための規定が整備され、厳しい管理の下に運用されていることなどから、この条例を適用しないこととしたものである。
- 2 第 2 号は、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理されている図書等に記録されている個人情報については、当該施設の利用規則等に従って閲覧等が行われていることから、この条例を適用しないこととしたものである。

（第 2 項関係）

- 1 本項は、実施機関が統計の作成を目的として集めた個人情報については、この条例のうち、第 14 条から第 36 条（自己情報の開示、訂正、削除及び中止の請求、救済手続及び救済機関に関する部分）については、適用除外とすることを定めている。
従前、統計法が適用されていた下で、実施機関が行う総務大臣に届け出て行う統計調査等によって集められた個人情報についても、この条例を適用しないこととしていた。これは、本条第 1 項第 1 号の解説と同様に、統計法に基づく統計調査に係る個人情報については、統計処理され、個人情報が識別されない形で使用されることが前提とされていること、また、目的外使用の制限その他統計調査の秘密保護などのための規定が整備され、厳しい管理の下に運用されていることなどから、この条例を適用しないこととしていたものである。
しかし、平成 19 年 5 月 23 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から全面施行された（新）

統計法の下では、この法律の適用が都道府県及び人口 50 万人以上の指定都市にのみ適用されることとなった。適用除外になった実施機関が行う統計の作成を目的として集めた個人情報については、その公的統計処理事務の特殊性から、第 14 条から第 36 条までの規定は、引続き適用しないこととし、その他の、個人情報の適切な取扱いや罰則などの規定については、統計法の適用を受けなくなったことを踏まえ、個人情報保護条例の適用によって担保することとした。

(第 3 項関係)

- 1 本項は、条例の対象となる個人情報が記録されている公文書であっても、法令又は他の条例により自己情報の開示等の手続が定められているものについては、当該制度によるべきことを定めている。
- 2 他の法令等の規定に自己情報の開示等を求めることができる期間、個人情報の記録の範囲等が限定されている場合、閲覧又は写しの交付等のいずれかが定められている場合には、当該法令等に規定されていない部分については、この条例が適用される。
- 3 「縦覧」とは、書類、名簿等の公文書に記録されている個人情報について正確を期するため、自己情報の本人に過誤の有無を検討させ、不服申立て等の機会を与えるために見せることをいう。
- 4 法令等に閲覧等の手続が定められている例としては、次のようなものがある。
 - (1) 閲覧の方法を別に定めているもの
 - ・ 住民基本台帳の閲覧（住民基本台帳法）
 - ・ 戸籍届出書等の閲覧（戸籍法）
 - ・ 住居表示台帳の閲覧（住居表示に関する法律）
 - ・ 選挙人名簿の閲覧（公職選挙法）
 - ・ 建築計画概要書の閲覧（建築基準法）
 - ・ 開発登録簿の閲覧（都市計画法）
 - (2) 縦覧の方法を別に定めているもの
 - ・ 固定資産課税台帳の縦覧（地方税法）
 - ・ 選挙人名簿の縦覧（公職選挙法）
 - (3) 謄本、抄本その他の写しの交付を別に定めているもの
 - ・ 住民票の写し等の交付（住民基本台帳法）
 - ・ 戸籍の謄本、抄本の交付（戸籍法）
 - ・ 戸籍の附票の写しの交付（住民基本台帳法）
 - ・ 印鑑登録証明書の交付（吹田市印鑑条例）
 - ・ 納税証明書の交付（地方税法）
 - ・ 開発登録簿の写しの交付（都市計画法）
 - (4) 訂正の方法を別に定めているもの
 - ・ 住民票の誤記又は記載漏れの申出（住民基本台帳法）
 - ・ 戸籍の記載等の訂正（戸籍法）
 - ・ 選挙人名簿の修正（公職選挙法）

第 45 条 運用状況の公表等

第 45 条 市長は、毎年度 1 回、この条例による個人情報保護制度の各実施機関の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

2 市長は、毎年度 1 回、第 37 条第 3 項に規定する苦情の申出の処理状況等を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、個人情報保護制度に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、制度のより適正な運用が図られるようにするため、その運用状況等を公表することについて定めたものである。

【解釈】

(第 1 項関係)

1 本項は、運用状況の公表については、各実施機関ごとに行うものではあるが、統一的な公表とするため、市長が、各実施機関の運用状況を取りまとめ、公表しなければならないことを定めている。

2 運用状況の公表は、次のとおりとする。

(1) 公表事項

- ① 開示等の請求及び決定の状況
- ② 審査請求の状況
- ③ その他必要な事項

(2) 公表方法

公表は、毎年度 1 回、「市報すいた」等に掲載する方法により行うものとする。

(第 2 項関係)

1 本項は、苦情処理委員から苦情の申出の処理状況等の報告を受けた市長は、これを公表しなければならないことを定めている。

2 処理状況等の公表は、次のとおりとする。

(1) 公表事項

- ① 苦情相談件数
- ② 苦情相談処理状況
- ③ その他必要な事項

(2) 公表方法

公表は、毎年度 1 回、第 1 項の運用状況と併せて「市報すいた」等に掲載する方法により行うものとする。

第 46 条 委任

第 46 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めることを明らかにしたものである。

【解釈】

条例の施行に関し必要な事項内容は、できる限り各実施機関、同一のものとするのが望まれる。そこで、相互に連絡調整を十分に行ったうえで、最終的には市長主体の下で定めを行っていかうとするものである。

第6章 罰則

第47条

第47条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託事務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供した場合の罰則について定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関の職員若しくは職員であった者」とは、条例第3条第2項の解釈と同義であり、「受託事務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、条例第11条第3項及び第11条の2第3項の解釈と同義である。過去に「職員であった者」「従事していた者」をも罰則の対象とするのは、在職又は従事中に取得した個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルの要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わらないからである。
- 2 「正当な理由がないのに」とは、他人の正当な利益や公共の利益に反している場合などを用いる。「正当な理由がある場合」とは、例えば収集目的の達成に必要な範囲内で提供する場合や条例第8条第1項（ただし書）の規定に基づき提供する場合が考えられる。
- 3 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち非公知性及び秘匿の必要性の二つの要素を具備しているものをいう。
- 4 本条において、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを対象としたのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大なものになるとともに、実施機関の個人情報の適正な取扱いに対する信頼を著しく損なう事になるため、地方公務員法第60条の守秘義務違反に対する罰則の量刑よりも加重した罰則を科すこととしたものである。
- 5 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」については、個人情報ファイルの記録媒体が複製又は加工されたものも本条の罪の対象となることを明確にしている。電子計算機処理に係る個人情報ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に所有しているものではないことから、この条例で定義する個人情報ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。
- 6 「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の磁気媒体に複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データ内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出する事などが想定される。なお、加工したのも、特定の保

有個人情報電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

- 7 「提供」とは、個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

第 48 条

第 48 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合の罰則について定めたものである。

【解釈】

- 1 「前条に規定する者」とは、「実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託事務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者」をいう。
- 2 「その業務に関して知り得た保有個人情報」とは、職員等が業務の執行に関して知り得た保有個人情報であって、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。保有個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくは処理されていないものなど様々なものがあるが、本条においてはその内容・形態については問わない。
- 3 「保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」とは、本条の罪の対象は、前条のような個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定したものである。
- 4 「提供」とは、条例第 47 条の解釈と同義である。
- 5 「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達される事を要件としていない。

第 49 条

第 49 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された公文書を収集した場合の罰則について定めたものである。

【解釈】

- 1 「実施機関の職員」とは、条例第 3 条第 2 項の解釈と同義であり、現職の職員をいう。なお、本条は、職権の濫用を要件としていることから、受託事務又は管理業務に従事している者等を対象としていない。
- 2 「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいい、前条の場合の「自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的」であるかどうかを問わない。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集する事が必要であり、たとえば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。
- 4 「個人の秘密」とは、条例第 47 条の解釈と同義である。
- 5 「収集」とは、文書、図画、写真又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所有に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」には当たらない（その後、不正な目的での提供等があれば、第 47 条、第 48 条の罪が成立し得る。）。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

第 50 条

第 50 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 47 条又は第 48 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を課する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、受託事務若しくは管理業務に従事している者若しくは従事していた者（以下「従事者等」という。）が、その事務若しくは業務に関して第 47 条又は第 48 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各条の罰金を科すことを定めたものである。

【解釈】

- 1 本条は、個人情報 の不正な取扱を防止するためには、従事者等の義務の実効性を担保するだけでなく、その利益の帰属主体である法人等に対しても当該義務の実効性を担保する必要性が認められることから、行為者を処罰するほか法人を処罰するいわゆる両罰規定を設けたものである。
- 2 受託業務を行う受託者又は施設の管理を行う指定管理者（以下「受託者等」という。）については、その受託事務又は施設管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うとされていることから、現実に違反行為を行った従事者等のほかに、受託者等の選任・監督の責任を問うものである。
- 3 本条の両罰規定は、現実に違反行為を行った従事者等に対する受託者等の選任・監督上の過失を推定する趣旨であることから、受託者等においてそれらの注意を尽くしたことの証明がなされない限り、受託者等も刑事責任に問われるものである。

第 51 条

第 51 条 偽りその他不正の手段により、保有個人情報について、第 14 条の規定による開示、第 18 条の規定による訂正、第 19 条の規定による削除又は第 20 条の規定による目的外利用若しくは外部提供の中止の請求をした者は、5 万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権等の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示請求等を行った者に対し、過料に処すこととするものである。

【解釈】

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示等を受ける手段（保有個人情報の開示請求等を行う手段）で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示請求等を行うことなどが想定される。
- 2 本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。保有個人情報の開示等に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。
(吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)
- 2 吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和 56 年吹田市条例第 12 号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に関する第 9 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。
- 4 この条例の施行の際、現に第 2 項の規定による廃止前の吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第 8 条の規定により行われている個人情報の開示に係る手続き又は旧条例第 9 条の規定により行われている個人情報の訂正若しくは削除に係る手続きについては、旧条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 議会が管理する公文書については、この条例の制定は、平成 11 年 10 月 1 日以後に作成し、又は取得したものについて適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(2 から 4 まで省略)
(吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行前に附則第 3 項又は前項の規定による改正前の吹田市個人情報保護条例又は吹田市情報公開条例(以下「旧条例」という。)の規定により吹田市個人情報保護審査会又は吹田市情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧条例の規定により吹田市個人情報保護審査会又は吹田市情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日条例第 11 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条の次に 1 章を加える改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 21 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 1 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の吹田市個人情報保護条例第 44 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる個人情報については、同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 25 年 1 月 9 日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に在任するこの条例による改正前の吹田市個人情報保護条例第 38 条第 5 項に規定する市議会議員である委員は、この条例による改正後の吹田市個人情報保護条例第 38 条の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものとする。

附 則（平成 26 年 1 月 7 日条例第 9 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 7 日条例第 28 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 13 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（吹田市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の吹田市個人情報保護条例の規定は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後にされた自己情報の開示等の決定等又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた自己情報の開示等の決定等又は自己情報の開示等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

- 3 （ 省略 ）

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日及び「吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」の廃止並びに経過措置等について定めたものである。

【解釈】

附則について

- 1 第 1 項は、この条例の施行日を、平成 14 年 7 月 1 日とするものである。
- 2 第 2 項は、この条例の施行に伴い、「吹田市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」が廃止されることを定めたものである。
- 3 第 3 項は、この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務について「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とし、この条例の施行後、速やかに、第 9 条第 1 項各号に掲げる事項を市長に届出することを定めたものである。
- 4 第 4 項は、この条例の施行の際、現に旧条例の規定により行われている個人情報の開示に係る手続き又は個人情報の訂正若しくは削除に係る手続きについては、この条例の施行後も、なおその効力を有することを定めたものである。
- 5 第 5 項は、議会が管理する公文書については、改正前の「吹田市公文書公開条例」の附

則で、議会が実施機関に追加された平成 11 年 10 月 1 日以後に作成し、又は取得したものについて適用すると定められていたこと、また、「吹田市公文書公開条例」の第 7 条で、自己情報の公開請求に関する規定があり、その部分がこの条例の制定により引き継がれていることから、平成 11 年 10 月 1 日以後に作成し、又は取得したものについて適用することとしたものである。

附則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 8 号）について

本附則は、情報公開・個人情報保護両審査会の統合に伴う関連条項の改正に係る条例の施行日等について定めたものである。

附則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 11 号）について

本附則は、①罰則規定の追加に伴う改正、②指定管理者に関する規定の追加に伴う改正、③独立行政法人等に関する規定の追加に伴う改正に係る条例の施行日について定めたものである。

附則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 21 号）について

本附則は、市民病院事業への地方公営事業法全部適用に伴う改正に係る条例の施行日について定めたものである。

附則（平成 21 年 3 月 27 日条例第 1 号）について

本附則は、統計法の改正に伴う改正に係る条例の施行日等について定めたものである。

附則（平成 25 年 1 月 9 日条例第 4 号）について

- 1 第 1 項は、この条例の施行日を、平成 25 年 4 月 1 日とするものである。
- 2 第 2 項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものである。この条例の施行に際し、現に委嘱を受けて在任する市議会議員である委員は、この条例による改正後の条例第 38 条の規定にかかわらず、辞任により退任する場合を除き、その任期の末日まで在任するものと定めたものである。
- 3 この改正は、「市議会議員の審議会等への委員報酬の見直しについて」の方針のもと、市議会議員を除いての委員構成の変更を行ったものである。

附則（平成 26 年 1 月 7 日条例第 9 号）について

本附則は、市民病院が地方独立行政法人移行することに伴う改正に係る条例の施行日について定めたものである。

附則（平成 27 年 8 月 7 日条例第 28 号）について

本附則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴う改正に係る条例の施行日について定めたものである。

附則（平成 28 年 3 月 31 日条例第 13 号）について

- 1 第 1 項は、（改正）行政不服審査法の規定に基づき、審理員による審理手続に関する同法の規定を適用しないこと等について定める改正につき、この条例の施行日を、平成 28 年 4 月 1 日とするものである。
- 2 第 2 項は、この条例の施行に伴う経過措置を定めたものである。この条例の施行に際し、この条例による改正後の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に処分決定されたものの審査請求に対し適用するものとし、施行日前に処分決定されたものの不服申立てについては、従前のおりとするものと定めたものである。